

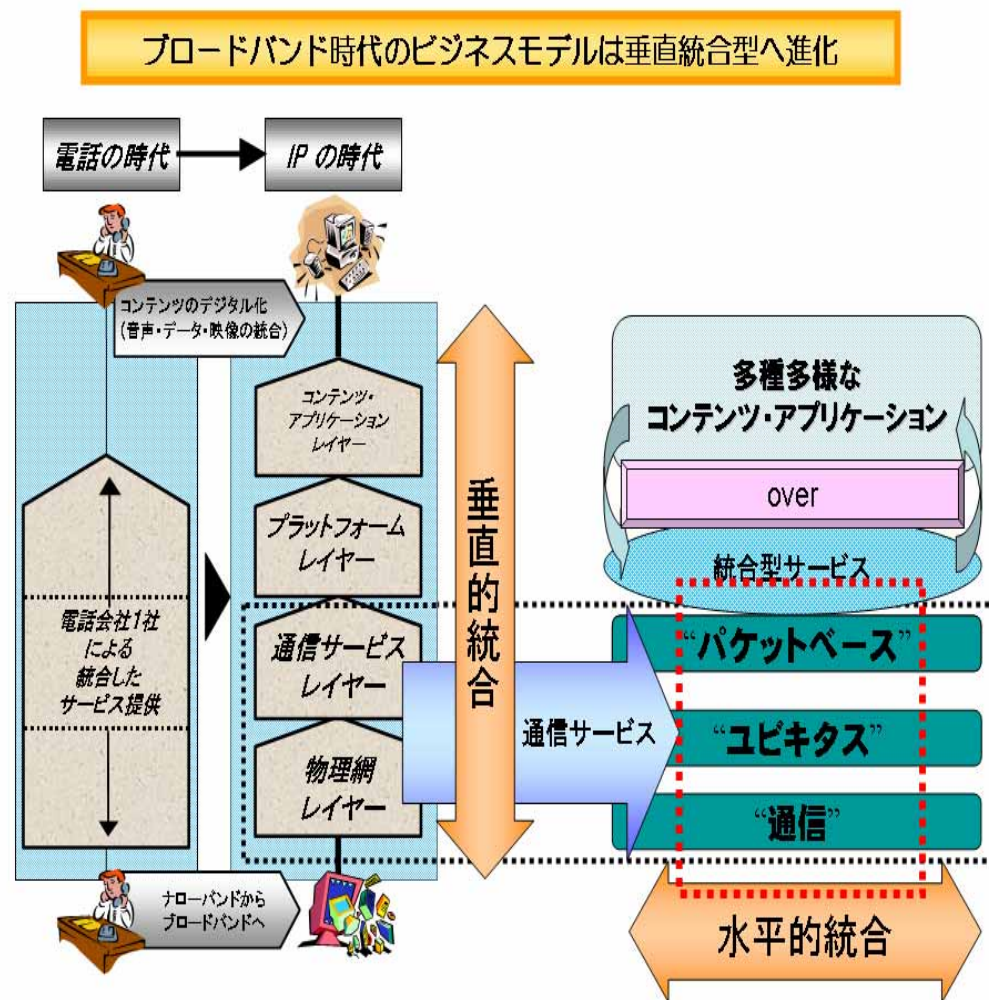
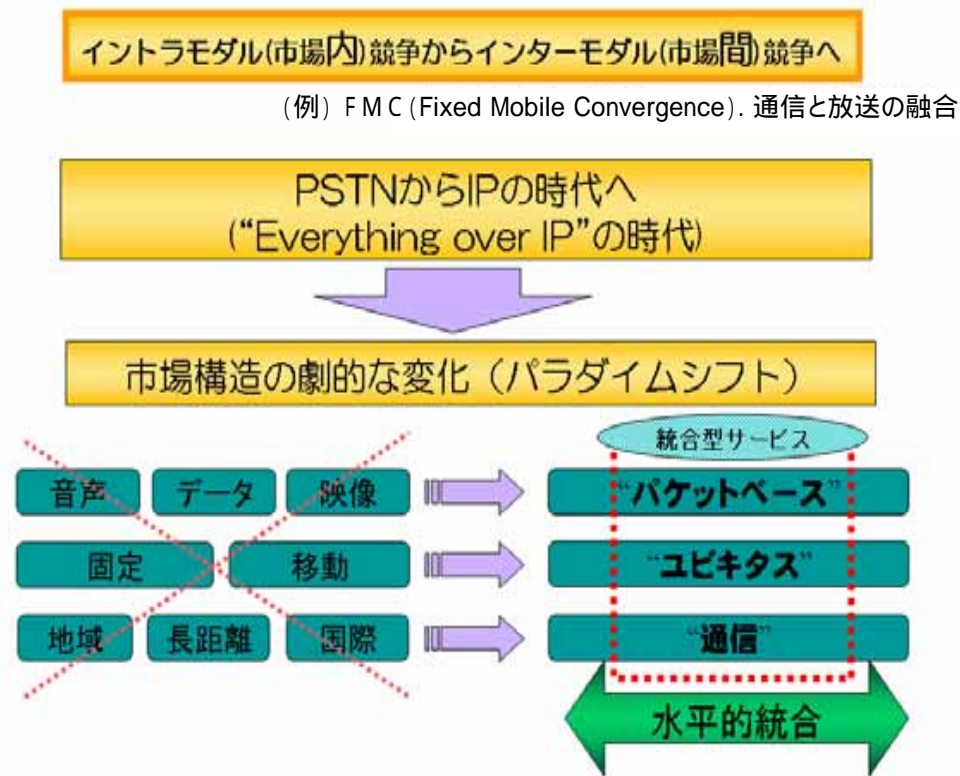
参考資料 1

(電気通信事業における会計制度の概要)

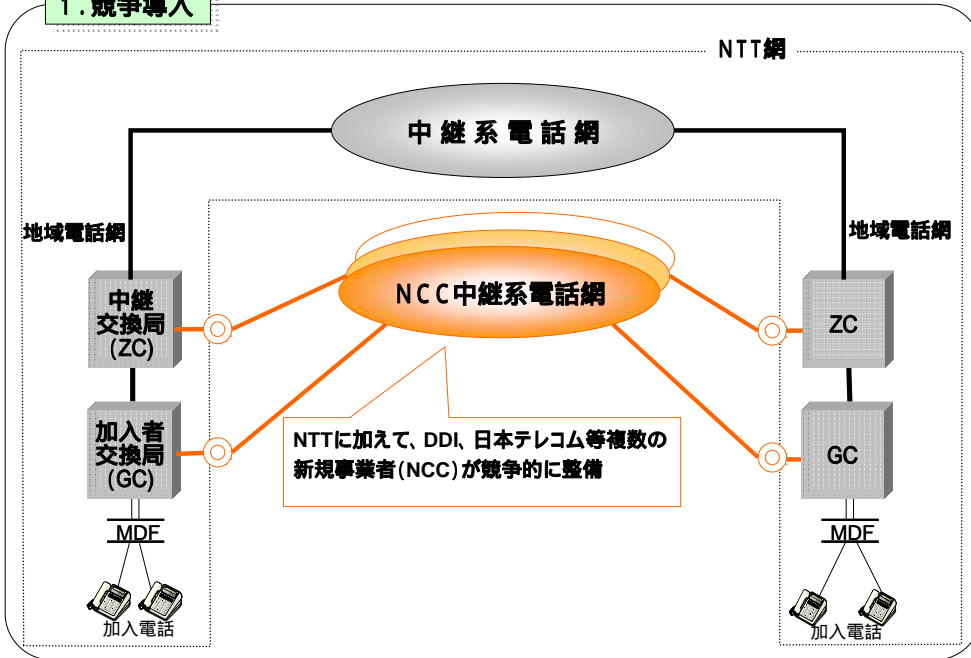
2007年10月

IP化の進展に伴う競争環境の変化

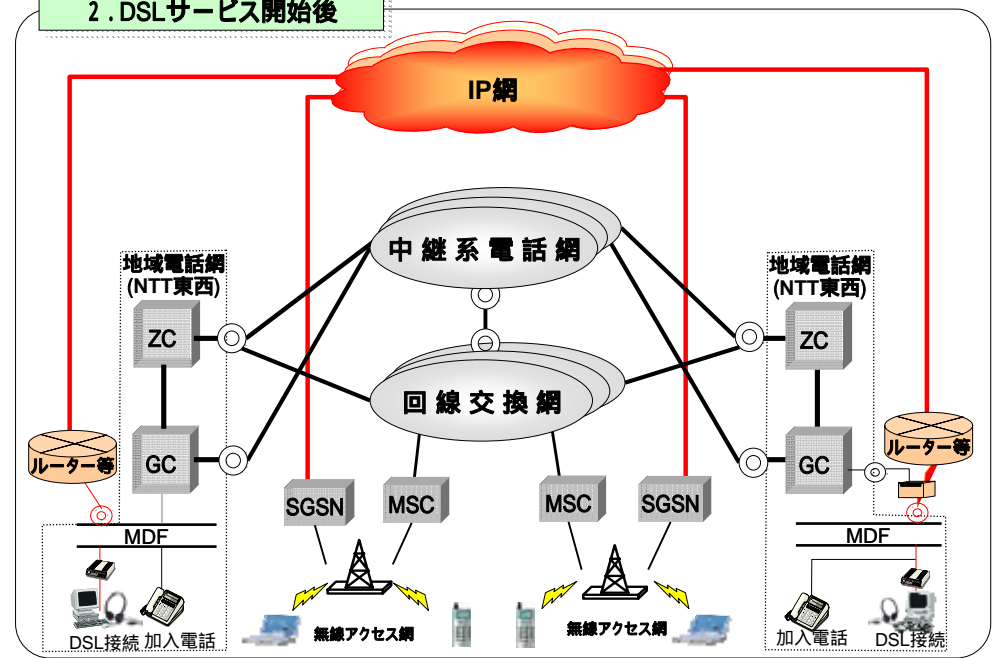
- (1) ブロードバンド化の進展---リッチコンテンツの流通の拡大
- (2) 水平的市場統合の進展-----イントラモダルな競争からインターモダルな競争への転換
- (3) 垂直的市場統合の進展-----各レイヤー全体を念頭に置いた公正競争確保の必要性



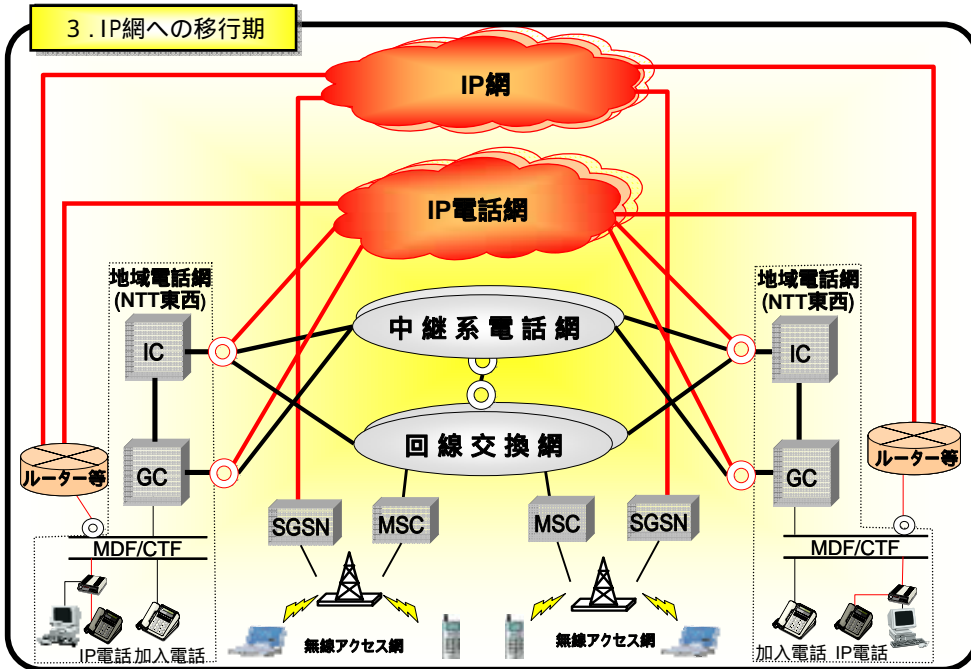
1. 競争導入



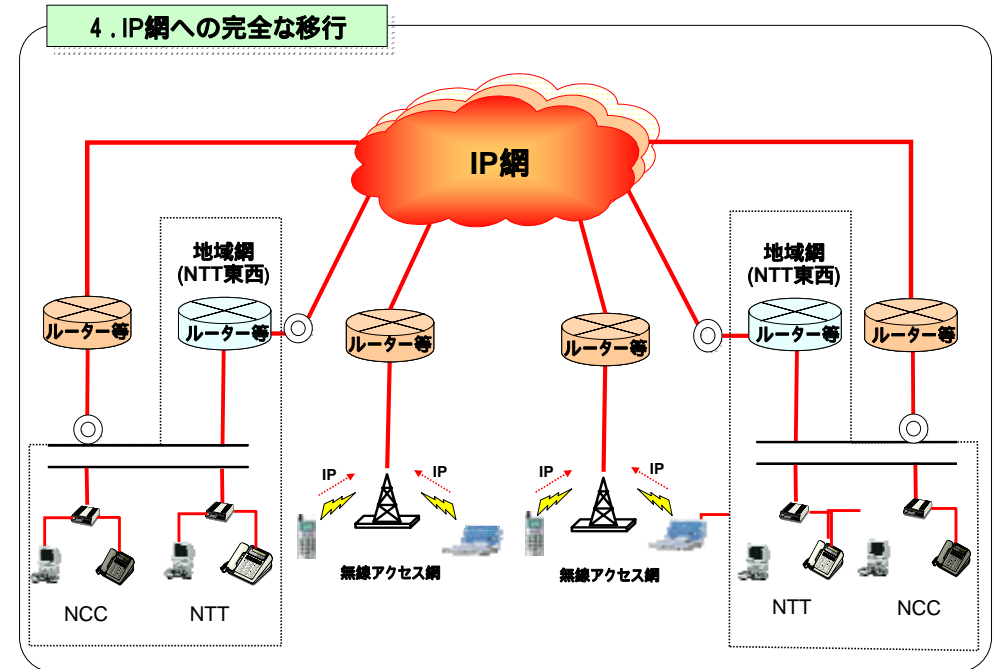
2. DSLサービス開始後



3. IP網への移行期



4. IP網への完全な移行



電気通信事業法

(会計の整理)

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(禁止行為等)

第三十条 略

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第二種指定電気通信設備を設置する事業者であって、収益ベースのシェアが25%を超える場合に、適正な競争関係を確保するために必要があると認めて総務大臣が指定した者

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 略

13 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

省令

電気通信事業会計規則

【目的】

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること

禁止行為等規定適用事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすること

法第30条第5項に規定する「第1項の規定により指定された電気通信事業者及び…第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」

電気通信事業会計

第一種指定電気通信設備接続会計規則

【目的】

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること

接続会計

電気通信事業会計（役務別会計）の概要

03年度まで

従来、電気通信事業会計規則においては、旧第一種電気通信事業者に対し、一般的な財務諸表等に加え、音声・データ・専用の役務区分毎の会計報告を課してきたところ。

04年度以降

改正電気通信事業法の施行（04年4月）に伴う会計規則の改正により、04年度から、適用対象を基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務等を提供する事業者並びに禁止行為等規定の適用を受ける事業者に限定。

基礎的電気通信役務を提供する事業者
NTT東西、CATV電話事業者等
19社（07年3月現在）

貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表等に加え、
基礎的電気通信役務損益明細表
を作成し、総務大臣に提出（1）

指定電気通信役務を提供する事業者
NTT東西

貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表等に加え、
指定電気通信役務損益明細表
を作成し、総務大臣に提出（1）

禁止行為等規定の適用を受ける事業者
NTT東西、NTTドコモグループ
11社（07年3月現在）

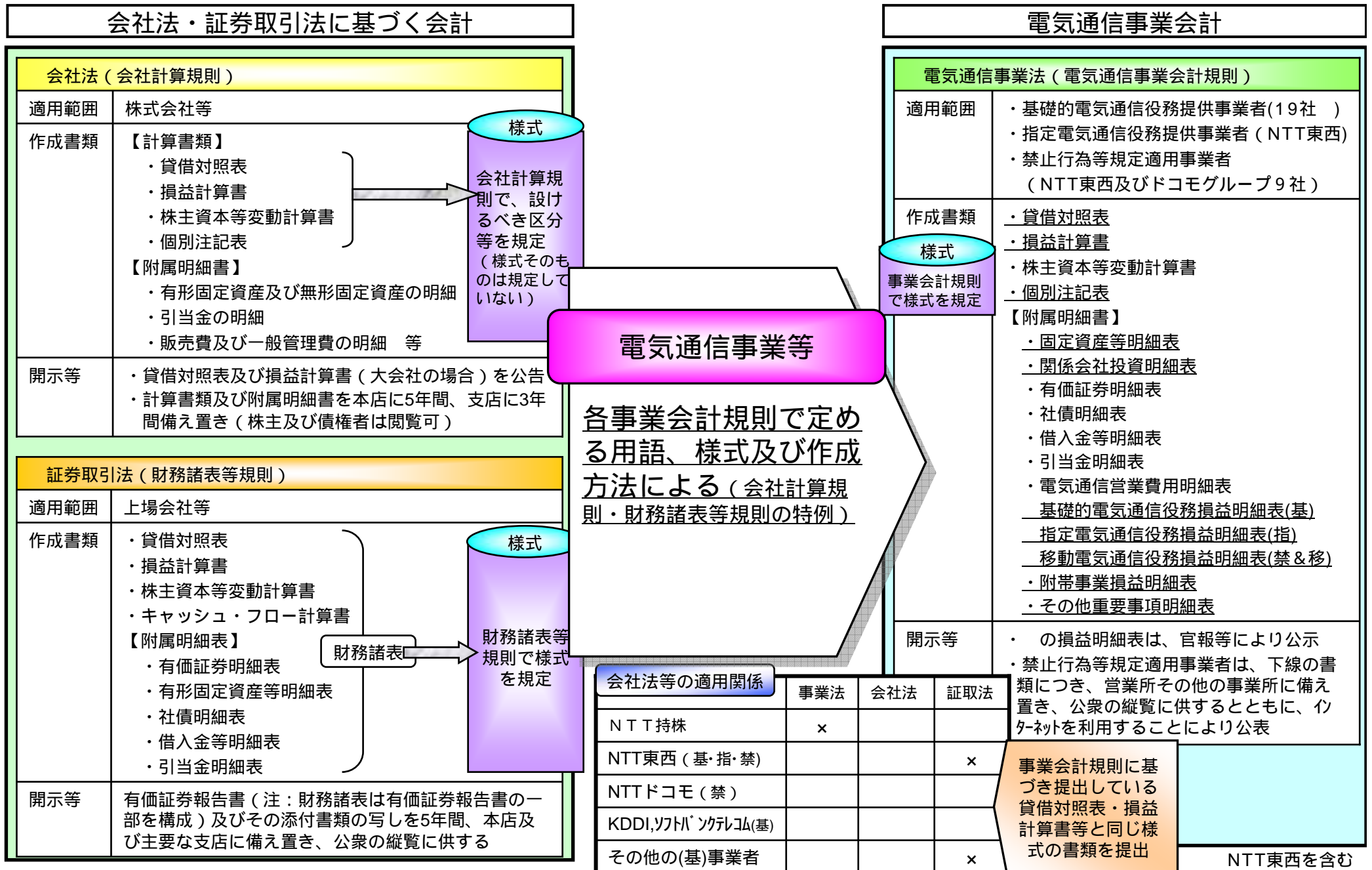
貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表等に加え、
基礎的電気通信役務損益明細表
指定電気通信役務損益明細表
移動電気通信役務損益明細表
を作成、総務大臣に提出し、公表（1）
（2）

基礎的電気通信役務を提供する事業者及び指定電気通信役務を提供する事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資する。

禁止行為等規定の適用を受ける事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにする。

- 1 基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表については、電気通信事業会計規則原始附則第3項に基づき、総務大臣が別に告示で定める方法により開示しなければならないとされている。
- 2 基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に、移動電気通信役務損益明細表については電気通信事業法第30条第1項で指定する事業者、それぞれ限る。

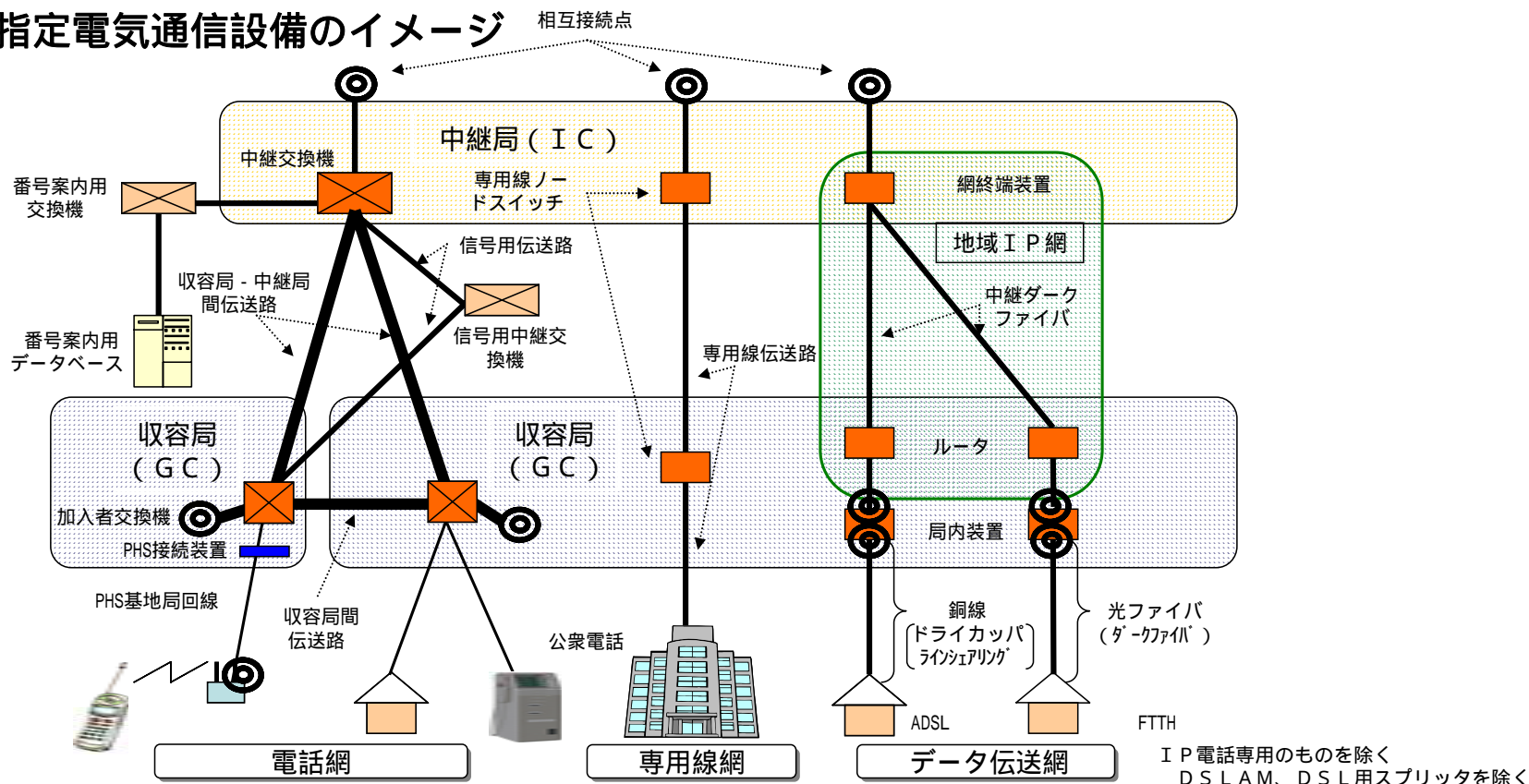
会社法・証券取引法と電気通信事業会計との関係



接続制度の概要（固定電気通信役務に係るもの）

- ・ 総務大臣が、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠な加入者回線を相当規模有する事業者の設備を指定（第一種指定電気通信設備）。
- ・ 当該設備を設置する事業者（現在はNTT東西のみ）には、他の事業者が当該設備と接続する際の料金（接続料）など接続の条件に関して接続約款の作成義務の他、当該設備を管理運営する部門とこれを利用してサービス提供を行う部門とに会計を分離することが義務付けられる。

（参考）第一種指定電気通信設備のイメージ

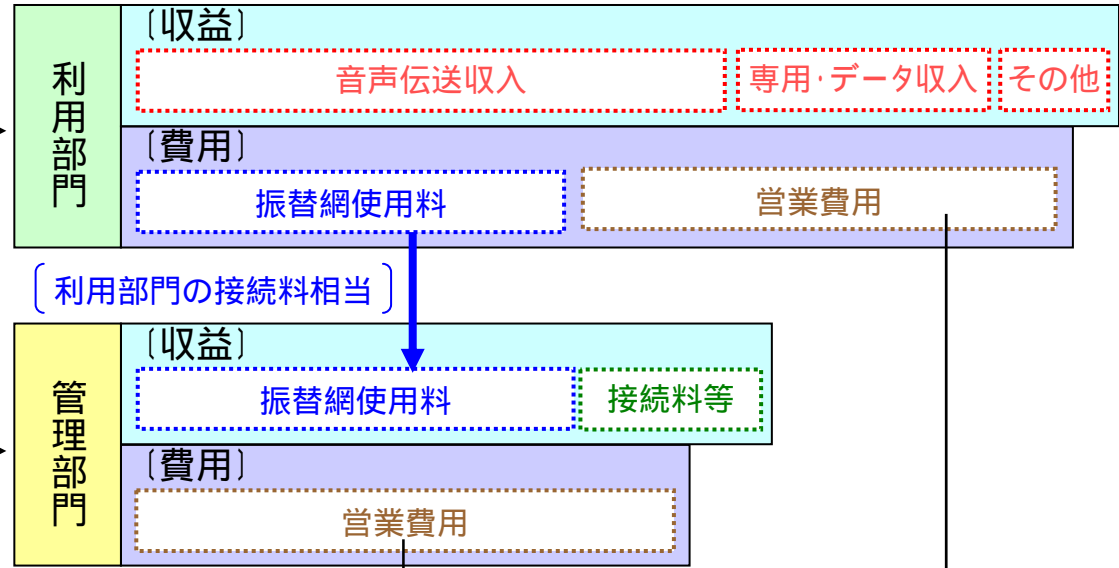


接続会計の概要

【電気通信事業会計】

経常損益	営業損益	電気通信事業損益
	営業外損益	(何)業損益
	特別損益	

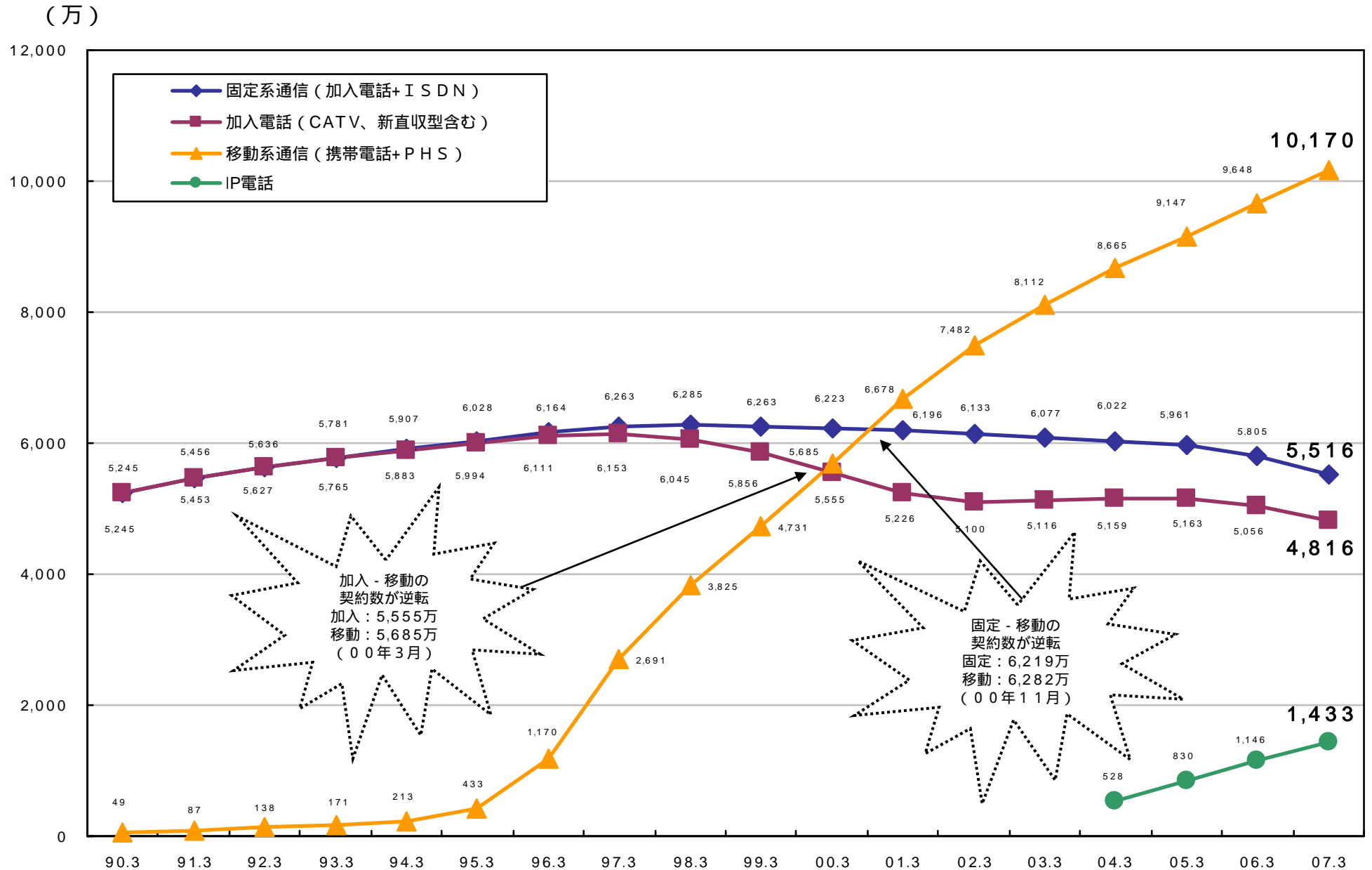
【接続会計】



第一種指定設備管理部門		第一種指定設備利用部門
主に音声	主にデータ伝送	サービス活動
専用	の提供に用いられる設備	付加機能使用料、雑収入等控除項目
		機械設備
		端末設備
		県間伝送路
		指定外県内伝送路
		網改造料
		専用線ノード装置、専用線ノード装置伝送路
		公衆電話設備
		専用線ノード装置、相互接続点伝送路
		専用加入者線装置モジュール、専用線ノード装置伝送路
		主配線盤、専用加入者線装置モジュール伝送路
		専用線ノード装置
		専用加入者線装置モジュール
		総合デジタル網加入者モジュール
		PHS接続装置
		番号案内データベース
		呼関連データベース
		信号網設備
		中継系交換設備、相互接続点伝送路、分離型閉門交換機
		中継系交換設備、全としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの
		中継系交換設備、全として音声伝送役務の提供に用いられるもの
		中継系交換設備、中継系交換設備伝送路(斜線)
		端末系交換設備、中継系交換設備伝送路
		群タンデム交換設備
		群タンデム交換設備、端末系交換設備伝送路
		端末系交換設備間伝送路
		端末系交換設備、全としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの
		端末系交換設備、全として音声伝送役務の提供に用いられるもの
		主配線盤、端末系交換設備伝送路
		主配線盤、光信号の伝送に係るもの
		主配線盤、電気信号の伝送に係るもの
		端末系伝送路、光信号の伝送に係るもの
		端末系伝送路、電気信号の伝送に係るもの

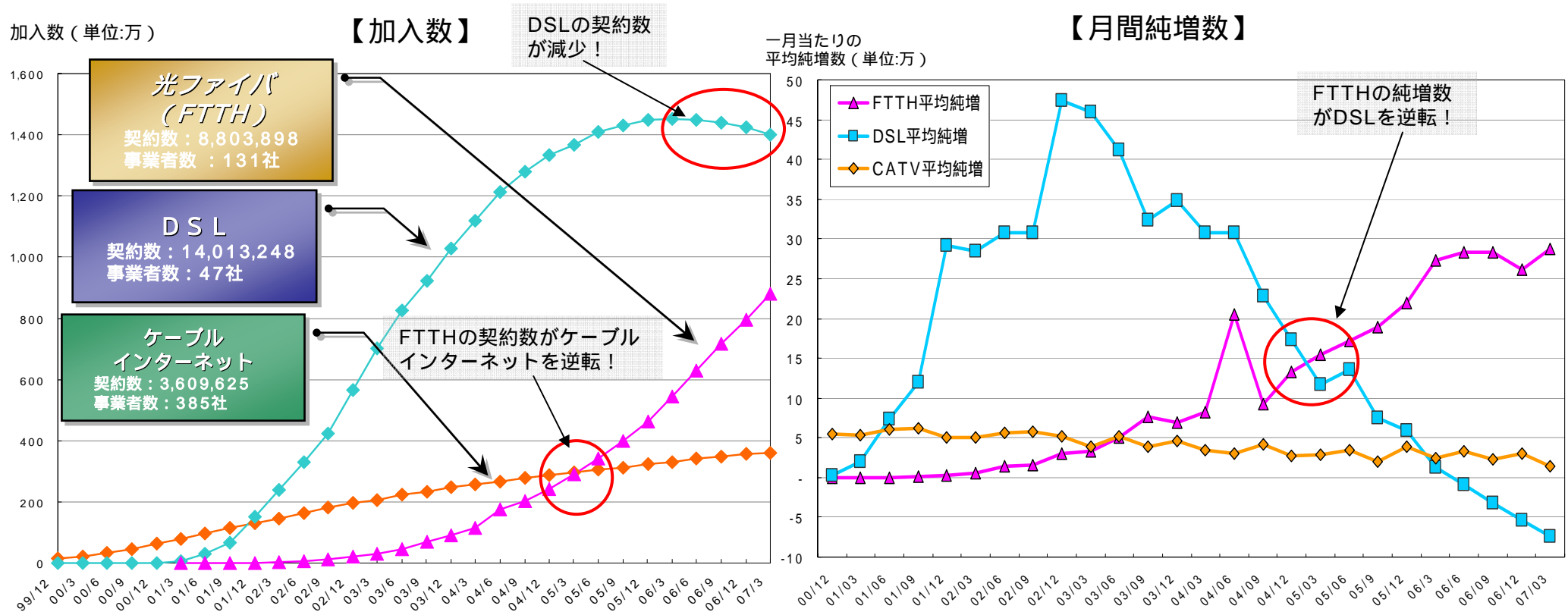
実績原価方式による接続料算定の根拠データ

契約数の推移（固定系通信、加入電話、移動系通信、I P電話）



ブロードバンドアクセスサービスの推移

ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大（ブロードバンド総加入者数は2,600万を突破）
 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて01年3月より提供開始。
 総加入数では依然DSLが圧倒しているが、純増数ではFTTHがDSLを上回る状況。



	02/03	03/03	04/03	05/03	06/03	07/03
FTTH	2.6万	30万	114万	285万	546万	880万
DSL	237万	702万	1,119万	1,367万	1,452万	1,401万
CATV	145万	206万	257万	295万	331万	360万

	02/1-3	03/1-3	04/1-3	05/1-3	06/1-3	07/1-3
FTTH	5,700	3.3万	8.3万	15.5万	27.3万	28.8万
DSL	28.4万	45.9万	30.8万	11.7万	1.2万	-7.4万
CATV	5.1万	3.8万	3.4万	2.9万	2.4万	1.4万

注) 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

電気通信事業分野の会計制度は、電気通信事業会計と接続会計に大別される。

電気通信事業会計の損益計算書上の損益については、同会計における指定電気通信役務損益明細表や基礎的電気通信役務損益明細表等において、役務区分別に整理・計上される。

また、電気通信事業会計の損益計算書上の費用と貸借対照表上の資産は、接続会計において、設備区分別に整理・計上される。

【電気通信事業会計】

(損益計算書)

経常損益	営業損益	電気通信事業損益
		収益 (何)収入 費用 営業費 運用費 施設保全費 共通費 管理費 試験研究費 減価償却費 固定資産除却費 通信設備使用料 租税公課
	(何)業損益	
	営業外損益	
	特別損益	

(指定電気通信役務損益明細表)

基本料	市内通話	市外通話	公衆電話	一般専用	高速デジタル伝送
-----	------	------	------	------	----------	----	----	----

役務区分別

【接続会計】

端末伝送路	主配線盤	端末交換設備	中継交換設備	信号網設備	番号案内DB	
管理部門							県間伝送路	サービス活動	..
							利用部門		

設備区分別

NTT

「NTTグループ中期経営戦略」(04年11月発表)

次世代ネットワーク(端末機器からネットワークまで一貫してIP化したネットワーク)を構築
「メタルから光」「固定電話網から次世代ネットワーク」へ切り替えることとし、その方針を10年までに策定
10年には、3000万(全加入者6000万)のお客様が光アクセスと次世代ネットワークにシフト
固定通信事業のコストは、10年に8,000億円の削減を目標とする(設備投資は、従来の設備投資額と概ね同水準 - 今後6年間で5兆円 -)
次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、10年に5,000億円の売り上げ増を目指す

「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(05年11月発表)

光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内/県間、東/西、固定/移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを、NTT東西・ドコモが連携して構築
06年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、07年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始
固定・移動融合(FMC)に対応するため、次世代ネットワークの導入により、WiMAX等のブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供

KDDI

KDDIの固定電話網IP化計画の概要(04年9月発表)

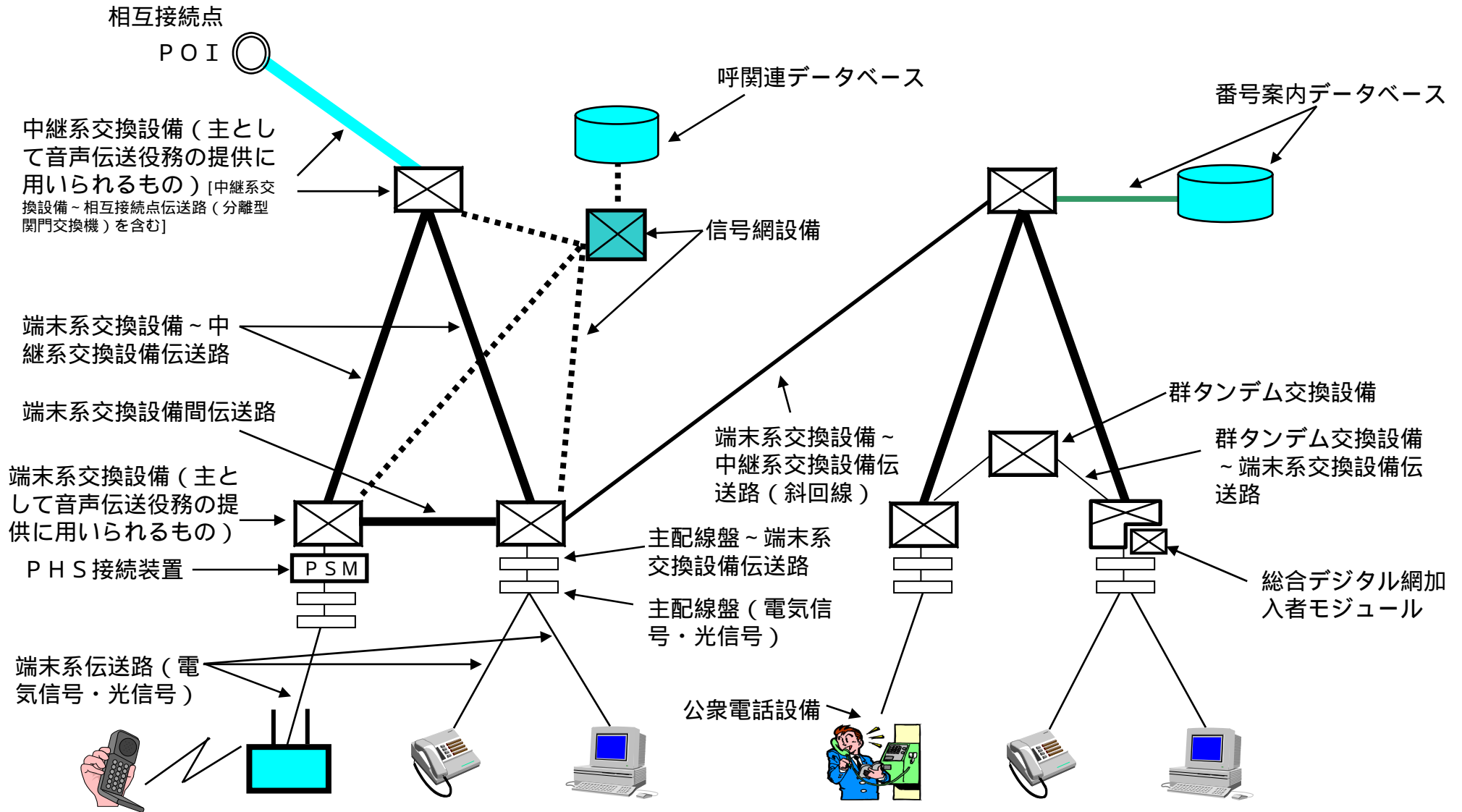
03年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話のトリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
05年2月には、加入者電話回線(メタル回線)をKDDIのIP網にダイレクトに接続するサービス「KDDIメタルプラス」を提供開始
世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供
具体的には、05年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を07年度末までに完了
固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築

KDDIのウルトラ3G構想(05年6月発表)

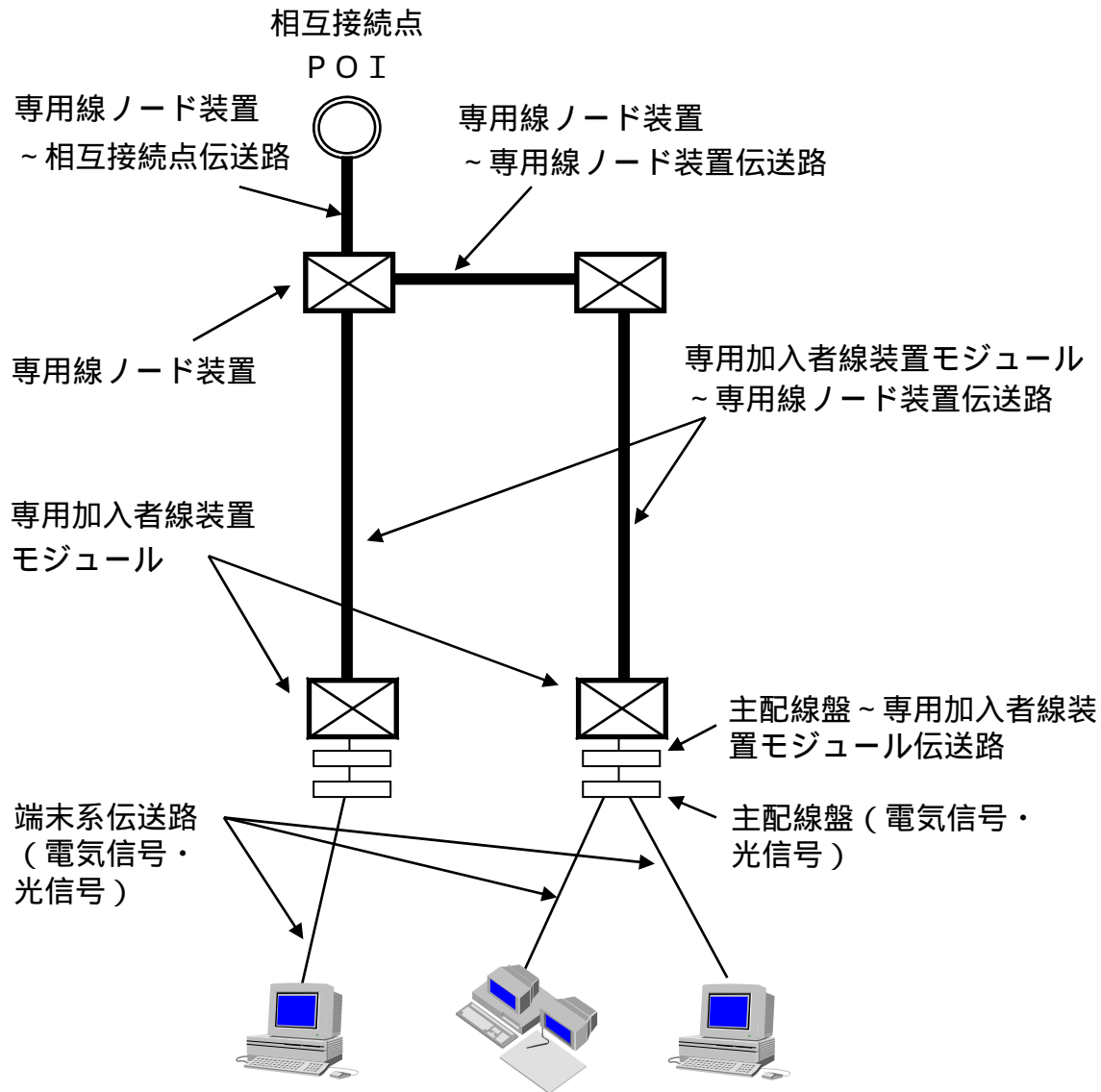
05年6月、固定・携帯等、アクセスに拠らない固定移動統合網(ウルトラ3G)の構築について発表
ウルトラ3Gは、オールIPのネットワークバックボーンにて構成されIPv6を採用

設備区分の構成 (イメージ図)

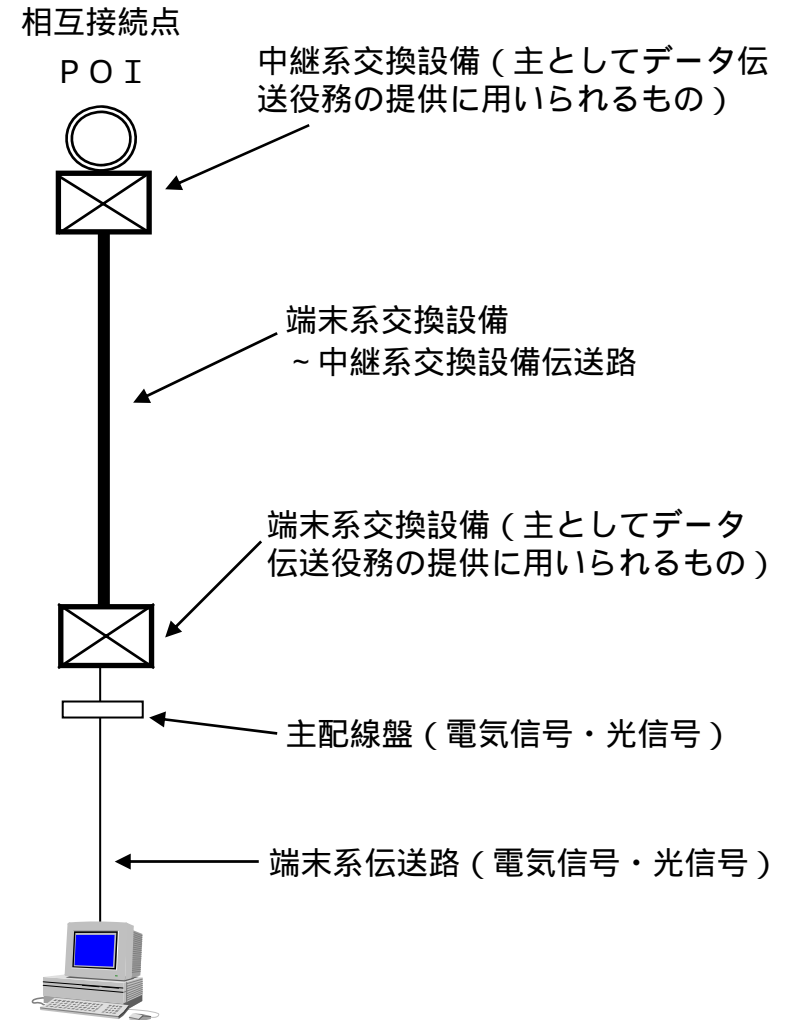
(1) 公衆網



(2) 専用網



(3) データ伝送網



接続会計の設備区分と網使用料算定根拠の設備区分

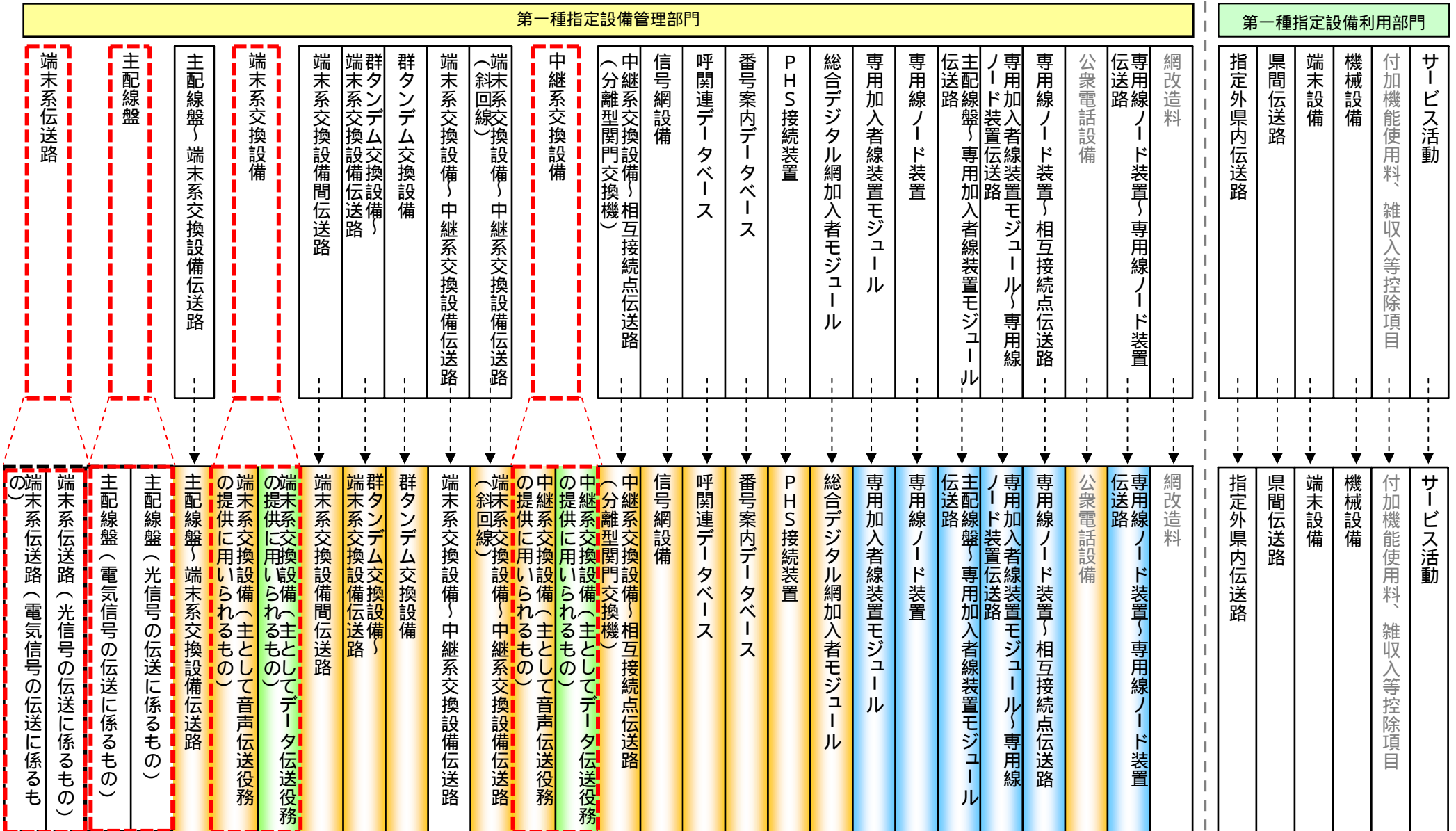
接続会計	第一種指定設備管理部門															第一種指定設備利用部門										
	網改造料	専用線ノード装置、専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置、相互接続点伝送路	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール、専用線ノード装置伝送路	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置	主配線盤、専用加入者線装置モジュール伝送路	専用加入者線装置モジュール	総合デジタル網加入者モジュール	PHS接続装置	番号案内データベース	呼関連データベース	信号網設備	中継系交換設備、相互接続点伝送路、分離型閉門交換機	中継系交換設備、全としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの	中継系交換設備、全として音声伝送役務の提供に用いられるもの	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路	群タンデム交換設備	群タンデム交換設備、端末系交換設備伝送路	端末系交換設備、全としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの	端末系交換設備、全として音声伝送役務の提供に用いられるもの	主配線盤、端末系交換設備伝送路	主配線盤、光信号の伝送に係るもの	主配線盤、電気信号の伝送に係るもの	端末系伝送路、電気信号の伝送に係るもの
網改造料	専用線ノード装置、専用線ノード装置伝送路	デジタル公衆電話設備	専用線ノード装置、相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール、専用線ノード装置伝送路	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	インターフェイス加入者モジュール折返し機能	総合デジタル網加入者モジュール	PHS接続装置	番号案内設備	番号案内データベース	呼関連データベース	信号網設備	中継系交換設備(データ)	中継系交換設備(音声)	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路(データ)	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路(音声)	群タンデム交換設備	端末系交換設備、全としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの	左記以外	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(OSM)	主配線盤、光信号の伝送に係るもの	左記以外	回線管理運営
サービス活動	回線管理運営	サービス活動	端末設備および付加機能使用料、雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目	雑収入等控除項目
指定外県内伝送路	通信設備	左記以外	スプリッタ(OSL)	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外

 : 接続会計導入時から細分化
 : 接続会計導入時から統合
 : 接続会計導入後に追加・細分化
 : 接続会計導入後に廃止

接続会計の設備区分の変遷

97年度時点(制度創設時) : 27区分

主に **音声** **専用** **データ伝送** の提供に用いられる設備



02年度～現在 : 31区分

灰色 : (何)に該当する設備区分

接続料の機能区分の変遷

制度創設時

97年度(11機能)

対象機能
端末回線伝送機能

端末系交換機能

市内伝送機能
中継系交換機能

中継系伝送機能

交換伝送機能

信号伝送機能

呼関連データベース機能

番号案内機能

手動交換機能

公衆電話機能

00年度(18機能)

対象機能
帯域透過端末回線伝送機能
帯域分割端末回線伝送機能
基地局設備用端末回線伝送機能
端末回線伝送機能

端末系交換機能
加入者交換機能
優先接続機能

折返し通信路設定機能

市内伝送機能
中継系交換機能

中継伝送機能
中継伝送専用機能

通信路設定伝送機能

信号伝送機能

呼関連データベース機能

番号案内機能

手動交換機能

公衆電話機能

端末間伝送等機能

01年度(26機能)

対象機能
帯域透過端末回線伝送機能
帯域分割端末回線伝送機能
基地局設備用端末回線伝送機能
光信号端末回線伝送機能
総合デジタル通信端末回線伝送機能
端末回線伝送機能

端末系交換機能
加入者交換機能
信号制御交換機能
優先接続機能

折返し通信路設定機能

光信号電気信号変換機能

光信号分離機能

市内伝送機能
中継系交換機能

中継伝送機能
中継伝送専用機能
光信号中継伝送機能

ルーティング伝送機能

通信路設定伝送機能

信号伝送機能

呼関連データベース機能

番号案内機能

手動交換機能

公衆電話機能

端末間伝送等機能

クロック提供機能

04年度(32機能)

対象機能
帯域透過端末回線伝送機能
帯域分割端末回線伝送機能
基地局設備用端末回線伝送機能
光信号端末回線伝送機能
総合デジタル通信端末回線伝送機能
その他端末回線伝送機能
端末回線伝送機能

端末系交換機能
加入者交換機能
信号制御交換機能
優先接続機能

折返し通信路設定機能

光信号電気信号変換機能

光信号分離機能

加入者交換機接続伝送専用機能

市内伝送機能
中継系交換機能

中継伝送機能
中継伝送専用機能
中継交換機接続伝送専用機能
光信号中継伝送機能

ルーティング伝送機能

通信路設定伝送機能

信号伝送機能

呼関連データベース機能

番号案内機能

手動交換機能

公衆電話機能

端末間伝送等機能

クロック提供機能

現在

05年度～(33機能)

対象機能	通称
帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ
帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング
基地局設備用端末回線伝送機能	PHS基地局回線
光信号端末回線伝送機能	加入者ターファイバ
総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500のキャリアスレート
その他端末回線伝送機能	OLT等
加入者交換機能	GC交換機
信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー
優先接続機能	マイライン
番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ
加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート
加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート
折返し通信路設定機能	ISM
光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ
光信号分離機能	スプリッタ
加入者交換機接続伝送専用機能	GC-POI間回線
市内伝送機能	GC-GC間回線
中継交換機能	IC交換機
中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート
中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート
中継伝送専用機能	GC-IC間共用回線
中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線
中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間回線
光信号中継伝送機能	局内光ファイバ + 中継ターク
ルーティング伝送機能	地域IP網
通信路設定伝送機能	専用線
信号伝送機能	共通線信号網
呼関連データベース機能	呼関連データベース
番号案内機能	番号案内データベース装置
手動交換機能	104
公衆電話機能	公衆電話機
端末間伝送等機能	キャリアスレート
クロック提供機能	クロック提供装置

(01年4・12月、02年2月の3回に分けて追加)

接続料の算定方式 ■: 実績原価方式、■: 将来原価方式 ■: 長期増分費用(LRIC)方式 : キャリアズレート

機能 は、追加された機能

接続料の機能区分と接続会計の設備区分との対応関係

機能区分	設備区分																					網改造料							
	末端回線伝送機能	末端系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	末端系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	備伝送路	主配線盤、末端系交換設備	群タンDEM交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備	群タンDEM交換設備、末端系交換設備								
帯域透過末端回線伝送機能																							2						
帯域分割末端回線伝送機能																							2						
基地局設備用末端回線伝送機能																							2						
光信号末端回線伝送機能																							2						
総合デジタル通信末端回線伝送機能																							3						
その他末端回線伝送機能																							6						
加入者交換機能																							3						
信号制御交換機能																							1						
優先接続機能																							1						
番号ホ-ルリイ機能																							1						
加入者交換機専用トランク-ト機能																							1						
加入者交換機共用トランク-ト機能																							1						
折返し通信路設定機能																							4						
光信号電気信号変換機能																							1						
光信号分離機能																							1						
加入者交換機接続伝送専用機能																							1						
市内伝送機能																							6						
中継系交換機能	中継交換機能																						2						
	中継交換機専用トランク-ト機能																						2						
	中継交換機共用トランク-ト機能																						2						
中継伝送機能	中継伝送共用機能																						4						
	中継伝送専用機能																						3						
	中継交換機接続伝送専用機能																						4						
	光信号中継伝送機能																						12						
ル-ティンク 伝送機能																						3							
通信路設定伝送機能																						6							
信号伝送機能																						1							
呼関連データ-ス機能																						1							
番号案内機能																						9							
手動交換機能																						3							
公衆電話機能																						1							
端末間伝送等機能																						5							
加ッ提供機能																						1							
	5	3	4	3	3	7	3	5	5	6	6	5	6	1	0	2	1	3	0	2	4	2	5	4	3	2	3	4	1

接続料の算定方式 : 実績原価方式、 : 将来原価方式 : 長期増分費用(LRIC)方式 : キャリアズレート

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> ・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期 + 当年度上期の通信量を使用 ・ボトムアップのLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機 - 中継交換機回線、信号網等) ・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(光ファイバ) 2 ・IP関連装置(GE-PON等)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分の1/2を事後精算 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(銅線) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・番号案内 ・公衆電話
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> ・届け出ている小売料金から営業費相当分を控除したものが接続料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

- 1 実績原価方式については、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)が導入される。
- 2 加入者系光ファイバの現行接続料は、01～07年(7年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

次世代ネットワークの機能分離とインターフェース

ITU - T 勧告 Y.2011 NGNモデル

アプリケーション・サーバー等



アプリケーション機能

SNI (アプリケーションサーバ・網インターフェース)

セッション
制御

認証・
セキュリティ

課金管理

プラットフォーム/
サービス基盤
(サービス付与機能)

コア網

Core node

Edge node

アクセス網

xDSL

Optical
access

Wireless
LAN

Other
accesses

ネットワーク基盤
(転送機能)

NNI (網間インターフェース)

他の
次世代ネットワーク

ISP

固定電話網など

UNI (ユーザ・網インターフェース)

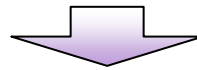
固定電話 パソコン 情報家電 PC 携帯電話

料金その他の提供条件については、原則、非規制。

電気通信役務の料金その他の提供条件については、契約約款の作成や総務大臣への事前届出が原則不要。

例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要



基礎的電気通信役務



契約約款を作成し、総務大臣に届出。

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：加入電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務



保障契約約款を作成し、総務大臣に届出。

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN等

特定電気通信役務



プライスカップ規制の対象。

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき

は、次のような命令を課することができる。

約款化された料金：契約約款変更命令等

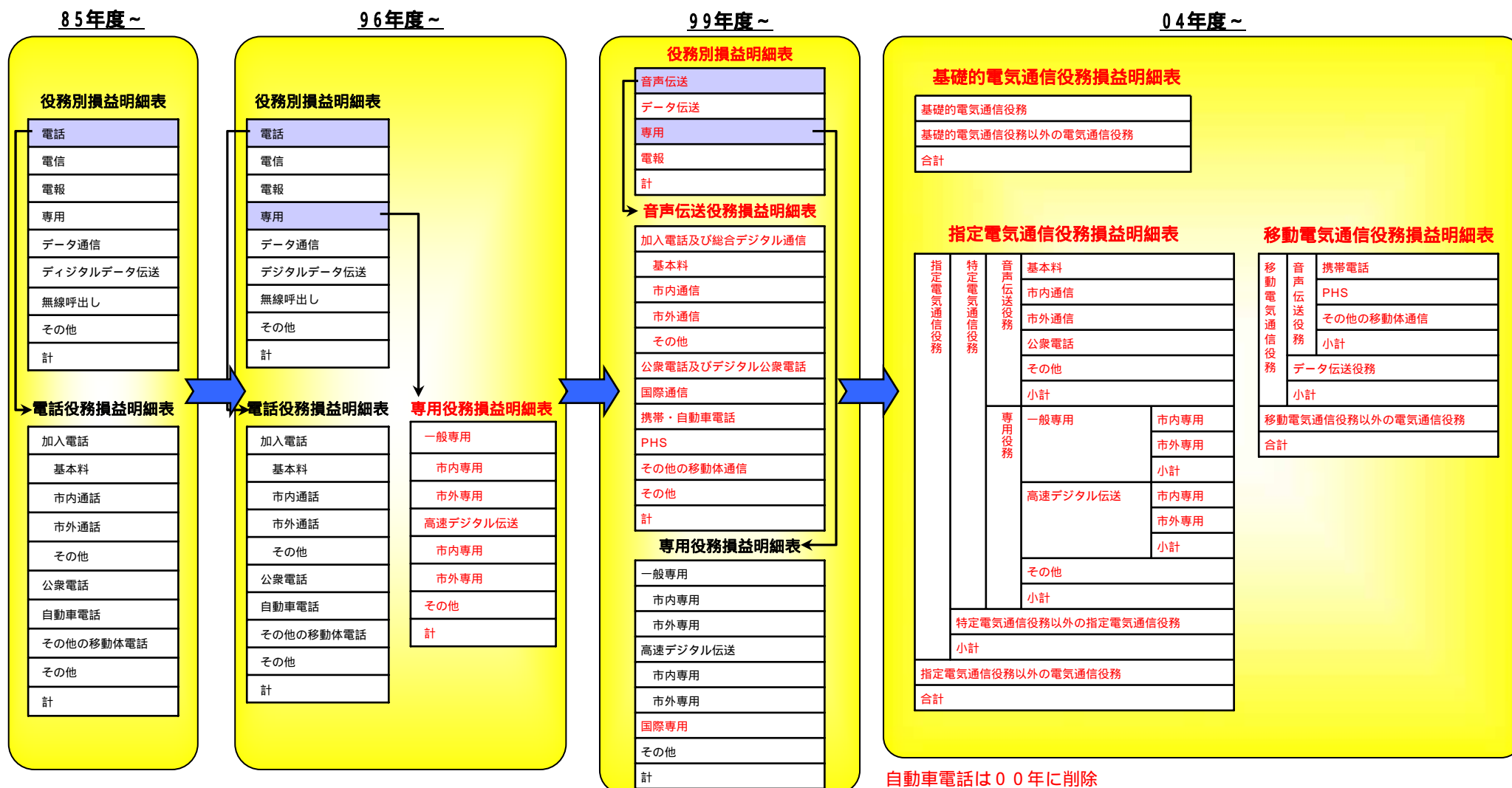
デタリフ化された料金：業務改善命令

役務別損益明細表における役務区分の主な改訂（電電公社民営化後）

95年4月、NTTより申請された高速デジタル伝送サービスの料金改定の審査に伴い、専用役務に関する財政状態、経営成績を明らかにする必要性が生じ、継続的にこれを明らかにするため、専用役務損益明細表の提出を義務付け（96年度～）。

98年3月に電気通信事業法施行規則（電気通信役務の種類）が改正されたことに伴い、役務別損益明細表を簡素化。また、料金が原則届出制になったことを受けて音声伝送役務損益明細表の項目を見直し（99年度～）。

03年の電気通信事業法改正により、特定の役務を除き料金規制が原則廃止されたことに伴い、役務別損益明細表を全面的に見直し（04年度～）。



指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表

該当するサービス

音声伝送役務

専用役務

データ伝送役務

指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	加入電話（加入者回線）	ISDN（加入者回線）	
			市内通信	加入電話（市内通信）	ISDN（市内通信）	
			市外通信	加入電話（県内市外通信）	ISDN（県内市外通信）	
			公衆電話	公衆電話		
			その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内
	専用役務	一般専用	市内専用	一般専用サービス		
			市外専用			
		高速デジタル伝送	市内専用	高速デジタル伝送サービス		
			市外専用			
	その他	ATM専用サービス	IPルーティング網接続専用サービス	DSL等接続専用サービス		
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務			Bフレッツ（光ファイバ）	フレッツISDN	オフトーク通信サービス	
指定電気通信役務以外の電気通信役務	ひかり電話		加入電話付加機能			
	支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話					
	無線専用サービス		映像伝送サービス			
	フレッツADSL	Bフレッツ（FWA）、フレッツオンデマンド、フレッツオフィス、Mフレッツ、フレッツコネク、フレッツグループアクセス				
	メガデータネッツ	スーパーワイドLAN	信号監視通信サービス	映像データ通信網サービス		

指定電気通信役務（電気通信事業法第20条より抜粋）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して（中略）適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

（1）NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務（以下「代替役務」）が他の事業者によって十分に提供されているか分析。

個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲（分析単位）を決定

NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲（分析範囲）を決定する。

同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を（NTT東西毎に）まとめて分析単位とする。

- ・同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき行う。
- ・具体的には、その役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
- ・NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定

分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

NTT東西の市場シェアが50%を超える場合

反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。

NTT東西の市場シェアが10%以下の場合

反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。

NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合

市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。

（略）

（2）当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、当該役務の利用者の範囲等その他の事業を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断。

指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

（ア）付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。）

（イ）特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務

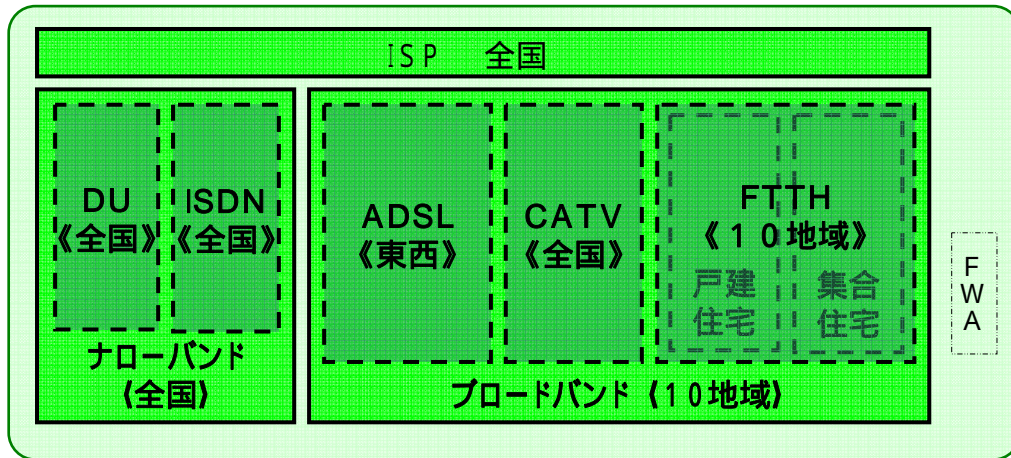
（ウ）新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

（エ）端末設備の提供に係る電気通信役務

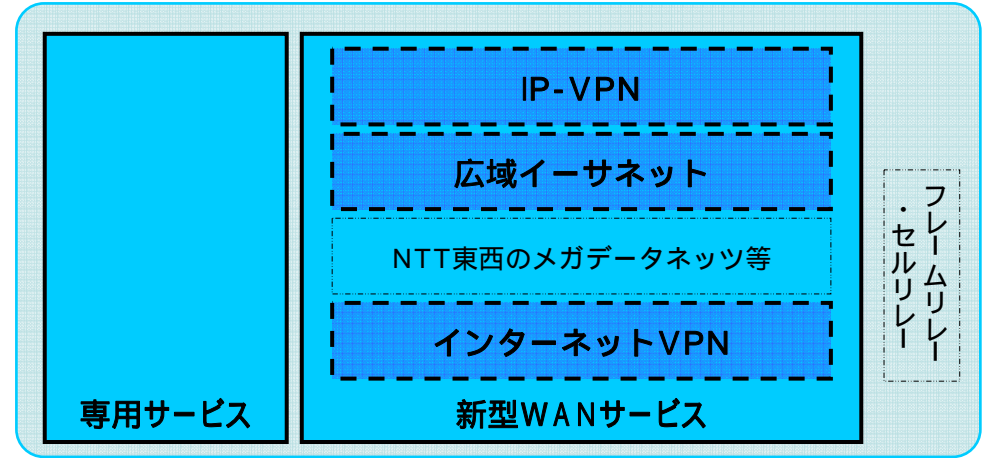
（オ）利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務

（カ）当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

インターネット接続領域

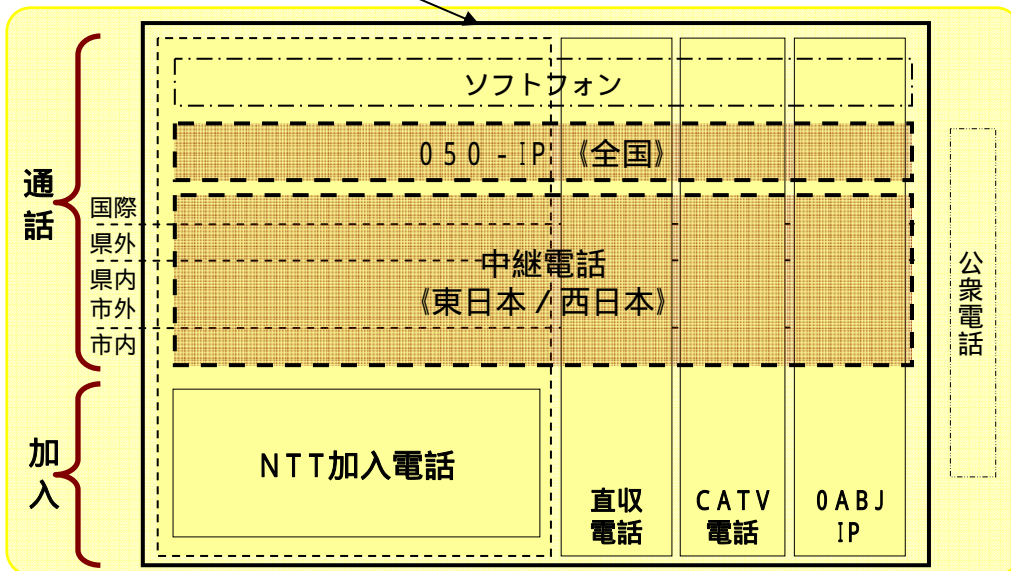


法人向けネットワークサービス領域

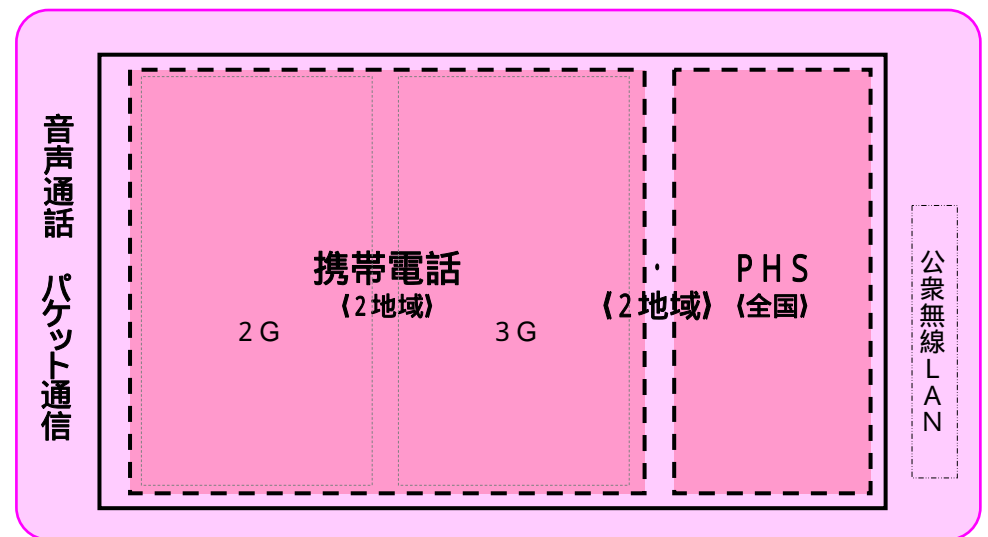


固定電話領域

固定電話市場の範囲 = NTT加入電話 + 直収電話 + CATV電話 + 0ABJ IP電話
(東日本 / 西日本 10地域)



移動体通信領域



凡例： 画定市場 部分市場 (地理的市場)

1 プライスカップ規制の制度趣旨

- ・第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入(00年10月適用開始)。

2 プライスカップ規制対象サービスの料金設定

- ・サービス区分(バスケット)内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・NTT東西は、バスケット毎に、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- ・基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

3 プライスカップ規制の対象サービス

- ・NTT東西が提供する固定電話サービス及び専用サービス

【プライスカップのバスケットと主な対象サービス】

サービス区分(バスケット)	主な具体的料金
音声伝送バスケット	・加入電話・ISDN(市内、市外通話料)・公衆電話(通話料)
加入者回線サブバスケット	・加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)
専用バスケット	・一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料

4 基準料金指数の設定方法

- ・基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

06年10月～09年9月については、生産性向上見込率は消費者物価指数変動率と同値に設定(専用バスケットを除く)。

特定電気通信役務に係る役務区分とプライスカップ規制

特定役務に係る役務区分		該当するサービス			プライスカップ規制の料金バスケット		
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	加入電話（加入者回線）	ISDN（加入者回線）	加入者回線サブバスケット	
			市内通信	加入電話（市内通信）	ISDN（市内通信）		
			市外通信	加入電話（県内市外通信）	ISDN（県内市外通信）		
			公衆電話	公衆電話			
			その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信		番号案内
	専用役務	一般専用	市内専用	一般専用サービス			音声バスケット
			市外専用				
		高速デジタル伝送	市内専用	高速デジタル伝送サービス			
			市外専用				
	その他	ATM専用サービス	IPルーティング網接続専用サービス	DSL等接続専用サービス	専用バスケット		
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	Bフレッツ（光ファイバ）	フレッツISDN	オフトーク通信サービス				

通信量によらない料金体系（従量制 定額制）

- 99年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))
- 01年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 01年 有線ブロードネットワークス FTTNで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 03年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 05年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)

距離によらない料金体系（距離区分 全国一律）

- 01年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 03年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 03年 平成電電 ドライカップを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始
(全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 05年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 05年 KDDI ドライカップ直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

消費者から料金を徴収しない料金体系（広告モデル）

- 05年 USEN 広告モデルにより、消費者からは料金を徴収しない動画配信サービス GYAOを開始
- 05年 ソフトバンク、ヤフー、広告モデルによる無料動画配信サービス TVbankを開始

サービス区分によらない料金体系（役務別料金 セット料金）

次頁参照。

サービス区分によらない料金体系（バンドル型料金）の例

資料28

サービス名等	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ¹
ぶらら光withフレッツ ぶらら光トリプルパック ぶららネットワークス	ぶららフォンforフレッツ間無料 国内8.4円(3分間) ぶららネットワークス提供	最大100Mbps ぶららネットワークス提供	多チャンネル放送(42ch以上) VOD(6000本以上) オンラインティーヴィ(4thMEDIA)提供 「Plala.TV on 4 th MEDIA レギュラー」	10,374円(一戸建) 7,958円(マンション) (諸機器料等込み)
KDDI ひかりone 電話サービス+ネットサービス +TVサービス KDDI(DION)	国内8.4円(3分) KDDI提供	最大100Mbps KDDI(DION)提供	多チャンネル放送(30Ch、CS番組) VOD(約5,000本)、通信カラオケ KDDI提供「MOVIE SPLASH」	9,660円(一戸建) 7,350円(マンション)
BBフォン光+ Yahoo BB光 TV package ソフトバンクBB	BBフォン、BBフォン光間無料 国内7.99円(3分) ソフトバンクBB提供	最大100Mbps ソフトバンクBB提供	VOD(約5,000本) ビー・ビー・ケーブル提供	8,966円(一戸建) 4,766円(集合住宅) (集合住宅は1,155円割引)
J:COM PHONE +J:COM NETプレミア +J:COM TV アナログ ジェイコム東京	市内8.3円(3分) J:COM Phone間5.3円(3分) ジェイコム東京提供	最大30Mbps ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送(81Ch、地上・BS・CS 番組)、VOD(約3,500本) ジェイコム東京提供	9,860円 (パック料金)
eo光ネット+eo光でんわ +eo光テレビ ケイ・オブティコム	eo光でんわ間無料 近畿2府4県内 7.77円(3分) ケイ・オブティコム提供	最大100Mbps ケイ・オブティコム提供	CATV多チャンネル放送(62Ch、地上・BS・CS 番組)、VOD(約3,500本) ケイ・キャット提供 「eo光テレビバリューパック」	8,350円(戸建て) 6,730円(マンション) (セット割引)

1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としているが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（06年5月、公正取引委員会・総務省）

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第19条第2項及び第20条第3項）。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金を区分せずに設定すること。

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金を区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

F M C サービスの類型

FMC: Fixed Mobile Convergence

請求書の一本化

固定電話と携帯電話の請求書が一体として送られてくるサービス

ワンストップ申込み

1回の申込みで、固定電話と携帯電話に加入できるサービス

端末の共用

1台の端末が、屋外では携帯電話（PHS）、屋内では固定電話の子機や社内での内線無線電話として利用できるサービス

固定網・携帯網自動切り替え

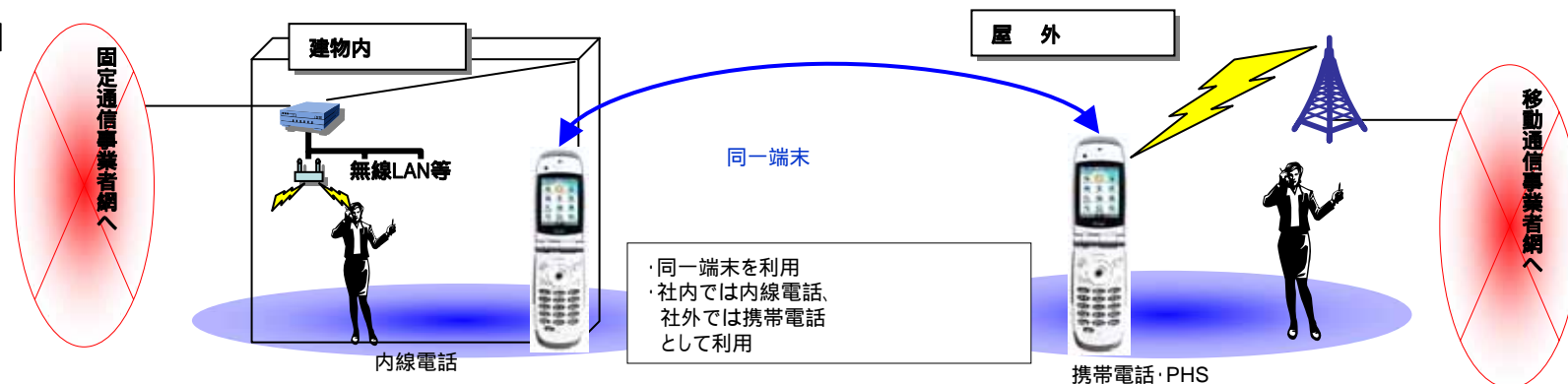
1つの端末・電話番号で、屋外では携帯電話、屋内（自宅等）では固定電話としてシームレスに利用できるサービス。

我が国のF M C サービスの現状

端末の共用

携帯電話と無線LANのデュアル端末を開発し、法人ユーザ向けに携帯端末で利用できる企業内線システムを提供。
(社内では無線LANを用いた内線電話、社外では携帯電話として利用可能)

【イメージ図】



配賦基準及び配賦プロセスの開示等の状況

	接続会計	電気通信事業会計(指定電気通信役務損益明細表)			
配賦基準	第一種指定電気通信設備接続会計規則 【具体例】器具備品の減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 ・稼働人員数比 【具体例】通信設備使用料 ・該当する設備区分比	電気通信事業会計規則 【具体例】施設保全費 ・関連する固定資産価額(取得原価をいう。(略))比 【具体例】共通費 ・関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比			
	接続会計処理手順書【公表】 【具体例】施設保全費の「一般施設保全・市内線路」 ・加入者回線及び中継回線(同一単位料金区域内に限る。)を収容する線路設備(海底線路を含む。)の保守に必要な費用であり、調査及び芯線数比により、主要設備の端末系伝送路(メタル)、端末系伝送路(光)、端末系伝送路(共通)及び中継線路設備へ帰属する。 (主要設備の端末系伝送路(メタル)等から設備区分への費用配賦は、主要設備の区分ごとに配賦基準が規定されている。) 【具体例 - 1】通信設備使用料の「設備使用料・交換設備」 ・他の電気通信事業者が所有する交換設備の利用に対して支払う設備使用料であり、活動支援の設備使用料(交換設備)へ帰属する。 【具体例 - 2】活動支援の「設備使用料(交換設備)」 ・取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。	指定電気通信役務損益配賦方法書【非公表・総務省に提出】 【具体例 - 1】施設保全費の「一般施設保全・市内機械・端末系交換設備」 ・取得固定資産価額比(市内機械) 【具体例 - 2】施設保全費の「一般施設保全・無線機械」 ・取得固定資産価額比(無線機械) 【具体例 - 1】共通費の「一般共通・建物」 ・取得固定資産価額比(建物) 【具体例 - 2】共通費の「一般共通・一般共通・事業企画」 ・支出額比(営業費～施設保全費) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>基本料費用については、「加入電話及びISDN等の基本料費用の算定について」において、費用の内容と費用の主な把握方法を公表。</p> </div>			
配賦プロセス	接続会計処理手順書【公表】 【具体例】施設保全費の「一般施設保全・市内線路」 ・加入者回線及び中継回線(同一単位料金区域内に限る。)を収容する線路設備(海底線路を含む。)の保守に必要な費用であり、調査及び芯線数比により、主要設備の端末系伝送路(メタル)、端末系伝送路(光)、端末系伝送路(共通)及び中継線路設備へ帰属する。 (主要設備の端末系伝送路(メタル)等から設備区分への費用配賦は、主要設備の区分ごとに配賦基準が規定されている。) 【具体例 - 1】通信設備使用料の「設備使用料・交換設備」 ・他の電気通信事業者が所有する交換設備の利用に対して支払う設備使用料であり、活動支援の設備使用料(交換設備)へ帰属する。 【具体例 - 2】活動支援の「設備使用料(交換設備)」 ・取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属する。	<table border="1"> <tr> <td>一般施設保全 (市内線路)</td> <td>加入者線路設備 (加入者ケーブル等)及び市内中継線路設備(市内中継ケーブル等)の保守に必要な費用</td> <td> ・加入者線路設備(メタルケーブル)に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・加入者線路設備(光ファイバ)に係る費用は・・・ ・市内中継線路設備に係る費用は、・・・ </td> </tr> </table>	一般施設保全 (市内線路)	加入者線路設備 (加入者ケーブル等)及び市内中継線路設備(市内中継ケーブル等)の保守に必要な費用	・加入者線路設備(メタルケーブル)に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・加入者線路設備(光ファイバ)に係る費用は・・・ ・市内中継線路設備に係る費用は、・・・
一般施設保全 (市内線路)	加入者線路設備 (加入者ケーブル等)及び市内中継線路設備(市内中継ケーブル等)の保守に必要な費用	・加入者線路設備(メタルケーブル)に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・加入者線路設備(光ファイバ)に係る費用は・・・ ・市内中継線路設備に係る費用は、・・・			

接続会計「配賦フロー」の作成イメージ（施設保全費・試験受付の例）

接続会計処理手順書の記載

<費用の活動への帰属>
試験受付業務に必要な費用であり、**支援設備の試験受付へ帰属**する

<支援設備の活動への帰属>
受付件数比により**話中調べ**、**端末機器設定業務及び故障受付**に区分した後、**直接または故障件数比**により**主要設備の対応する活動区分へ帰属**する。

複数の頁を参照する必要

配賦基準の適用関係が不明

具体的な帰属先が不明

配賦フロー（第5回研究会NTT東西資料より作成）

項目	配賦基準	項目	配賦基準	項目	配賦基準	項目	配賦基準
*** ** 一般施設保全・試験受付	(直接帰属)	*** ** 試験受付	受付件数比	話中調べ	(直接帰属)	*** ** 端末系交換設備(音声)	
				端末機器設定業務	(直接帰属)	*** ** 端末設備	
				故障受付	故障件数比	*** ** 端末系伝送路(メタル)	
						*** ** 端末系伝送路(光)	
						*** ** 主配線盤(MDF)	
						*** ** 主配線盤(FTM)	
						*** ** 主配線盤~端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路	
						*** ** 端末系交換設備(音声)	
						*** ** 端末系交換設備(データ)	
						*** ** 遠隔加入者線多重伝送装置	
						*** ** 群タンデム交換設備	
						*** ** 伝送機械設備	
						*** ** 無線機械設備	
						*** ** 中継線路設備	
						*** ** 市外線路設備	
						*** ** 地中設備	
						*** ** 通信衛星設備	
						*** ** 中継系交換設備(音声)	
						*** ** PHS接続装置	
						*** ** 総合デジタル網加入者モジュール	
						*** ** 専用加入者線装置モジュール	
						*** ** 専用線ノード装置	
						*** ** 公衆電話設備	
						*** ** 端末設備	
						*** ** 機械設備	

項目毎にコードを付与する

複数の配賦基準が併記されているものについて、配賦基準と配賦先の対応を明確にする

具体的な活動区分の帰属先が明確となっていないものについて、すべての帰属先を明記する

接続会計における営業費用の配賦基準

接続会計では、電気通信事業会計規則で整理された費用及び資産を、「活動」及び「活動支援」へ帰属させ、さらに「活動支援」は各「活動」に帰属させ、最終的には「設備区分」へ帰属させる。

上記活動・活動支援への費用の帰属及び活動支援から活動への費用等の帰属は、以下の配賦基準により実施。

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則において、配賦基準の原則を規定
- ・ 更に詳細については、NTT東西が事業の実態にあわせて具体的な配賦基準を作成（接続会計処理手順書）

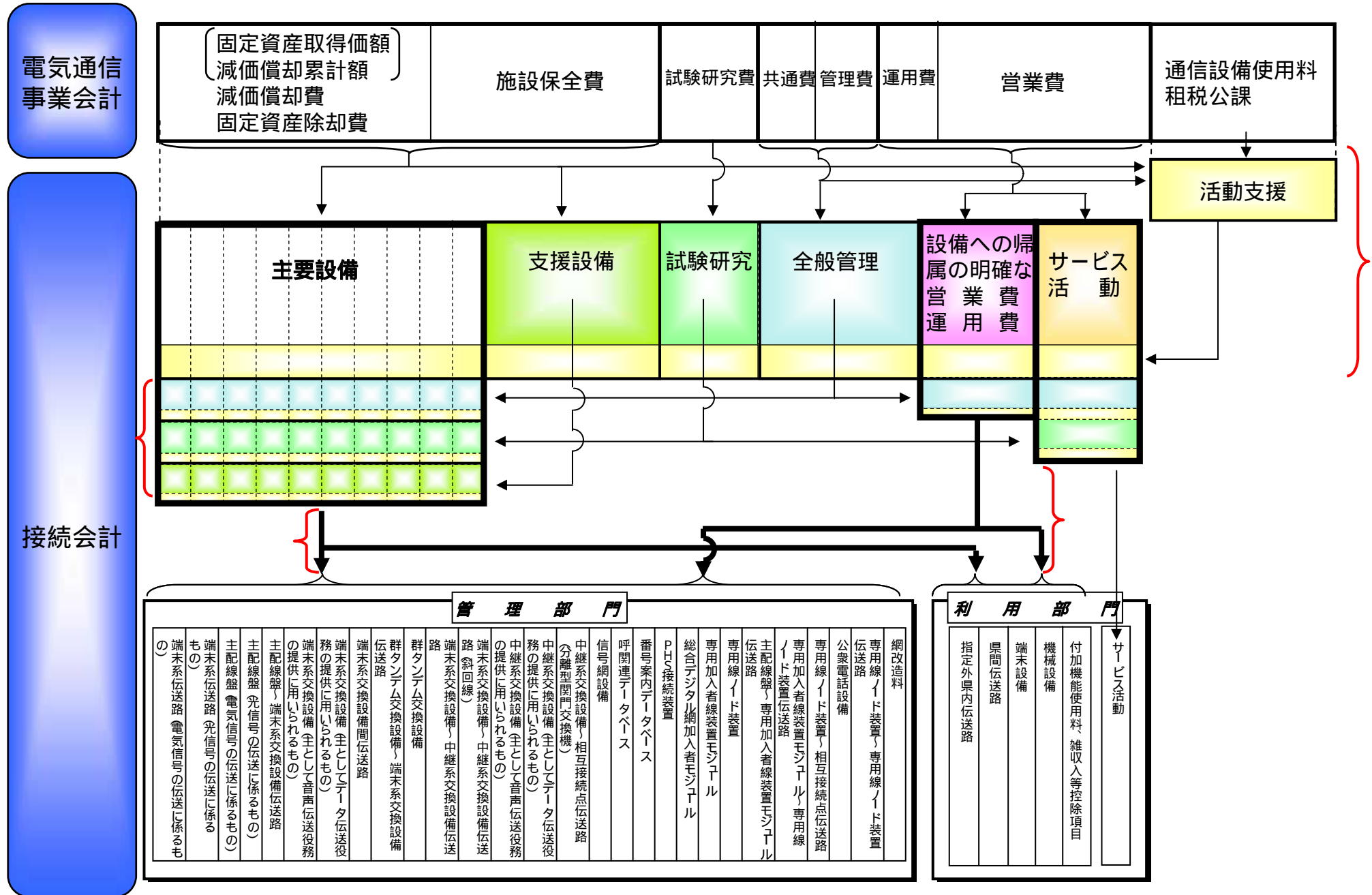
第一種指定電気通信設備接続会計規則 別表第二 様式第5 設備区分別費用明細表（注）

1 電気通信設備を収容する建物及び器具備品に係る費用並びに通信設備使用料については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。		3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。	
建物	減価償却費、固定資産除去費、施設保全費	第一段階 占有面積比 第二段階 設備の占有面積比 (設備収容関連) 稼働人員数比 (設備収容関連以外)	支援設備 電力設備 試験受付 総合監視
器具備品	減価償却費、固定資産除去費、施設保全費 通信設備使用料 租税公課	稼働人員数比 該当する設備区分比 正味固定資産額比	仕様電力値比 故障件数比 監視対応件数比
2 試験研究費については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。		全般管理 共通	
インフラ系応用技術(通信用建物)	占有面積比	資材(販売用のものを除く。)	当年度取得固定資産価額比
インフラ系応用技術(通信用電力)	仕様電力値比	保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
インフラ系応用技術(電気通信設備)	設備区分の当年度 取得固定資産価額比	資材共通	
インフラ系基礎技術	設備の当年度取得固定 資産価額比	研修(サービス関連のものを除く。)	
		設備 共通	関連部門の稼働人員数比 稼働人員数比
		医療(職員の健康管理に関するもの)	稼働人員数比
		一般共通	
		経理(仕訳レコード数により設備関連のものを抽出)	支出額比
		総務、厚生、人事等	支出額比
		管理(サービス関連部門を除く。)	
		ネットワーク関連	取得固定資産価額比
		一般管理(電気通信設備の管理運営に関連するもの)	支出額比

これまでの見直し

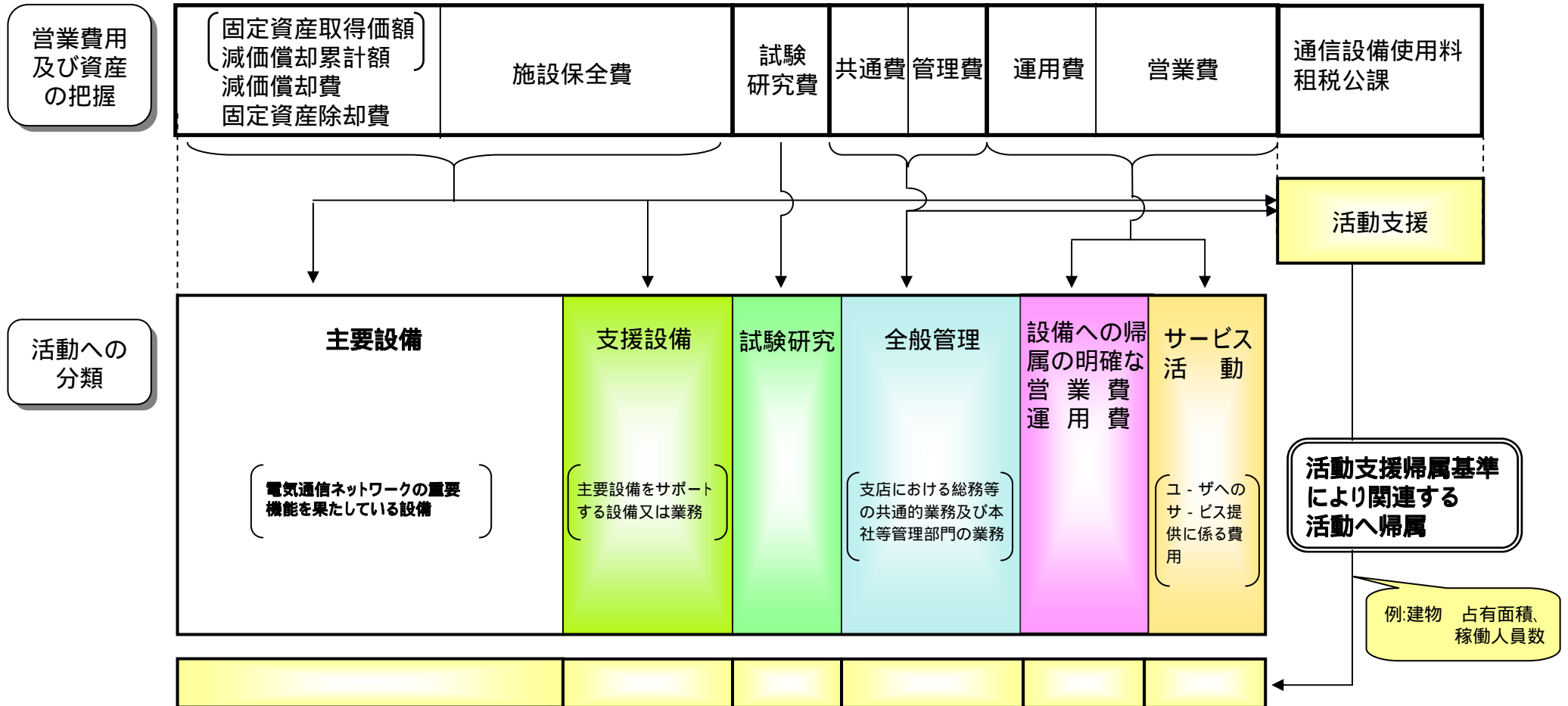
03年に規則を改正し、設備区分の投資累計額（固定資産価額）比により配賦されていた試験研究費について、当年度取得固定資産価額比により配賦する旨の見直しを実施（03年度会計から適用）。

接続会計の基本的枠組み（全体）



接続会計の基本的枠組み

電気通信事業会計規則の定めに従って整理された費用及び資産を、接続会計において設定された活動及び活動支援へ帰属させ、さらに活動支援は各活動へ帰属させる。



接続会計処理手順書（NTT東西作成）

費用及び資産の帰属する活動又は活動支援

活動区分の配賦基準の例

減価償却費、固定資産除却費等の帰属	有形固定資産関係は「主要設備」、「支援設備」及び「活動支援」へ帰属し、無形固定資産関係は「主要設備」及び「活動支援」へ帰属	<ul style="list-style-type: none"> 市内電話機械設備（共用設備）取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属
施設保全費の帰属	電気通信設備の保全のために必要な費用は、「活動支援」、「主要設備」及び「支援設備」へ帰属	<ul style="list-style-type: none"> 一般施設保全・市内線路調査及び芯線長比により主要設備の活動区分（端末系伝送路（メタル等））へ帰属
試験研究費の帰属	研究部門において必要な費用は、「試験研究」に帰属	<ul style="list-style-type: none"> 「試験研究」の活動区分に帰属
共通費・管理費の帰属	<ul style="list-style-type: none"> 支店等における総務等の共通作業に必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属（共通費） 本社等管理部門において必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属（管理費） 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客サービス企画調査により「全般管理」の設備企画と営業企画へ帰属
運用費の帰属	電話等の通話の受付及び交換、電報の受付などに関連する費用は、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属	<ul style="list-style-type: none"> 電報運用は「サービス活動」に帰属 それ以外の活動区分は、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」の番号案内に帰属
営業費の帰属	<ul style="list-style-type: none"> 申込の受理、料金の収納などに関連する費用は原則として「サービス活動」へ帰属 一部「設備への帰属の明確な営業費・運用費」に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> 販売サポート・一般営業調査 企画・一般営業支出額比
通信設備使用料の帰属	他の電気通信事業者に対して設備使用の対価として支払う費用は「活動支援」へ帰属	<ul style="list-style-type: none"> 網使用料・音声伝送、共通調査により「活動支援」の網使用料（共通）と網使用料（その他）に帰属
租税公課の帰属	固定資産税等の租税（一部除く。）及び道路占用料等の租税公課は、「活動支援」へ帰属	<ul style="list-style-type: none"> 「活動支援」の活動区分に帰属

接続会計処理手順書（NTT東西作成）

「活動支援」に帰属した費用及び資産は、「主要設備」「支援設備」「設備への帰属の明確な営業費・運用費」「試験研究」「全般管理」「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる。以下配賦基準の例。

建物に係る減価償却費、固定資産除却費、施設保全費

- ・ 通信用、事務用建物関連については、占有面積比により「主要設備」と「支援設備」へ帰属させる。なお、事務室分は稼働人員数比により各活動へ帰属させる。
- ・ 訓練用建物、医療用建物、資材用建物、厚生用建物関連については、「全般管理」へ帰属
- ・ 研究用建物関連については、稼働人員数比により「試験研究」へ帰属

器具備品に係る減価償却費、固定資産除却費、施設保全費

- ・ 使用部門調査に基づき、「営業」、「運用」、「設備」、「共通」、「管理」及び「研究」に区分
- ・ 「営業」「運用」は直接又は稼働人員数比により「設備への帰属の明確な営業費・運用費」と「サービス活動」へ帰属
- ・ 「設備」は稼働人員数比により「主要設備」と「支援設備」へ帰属
- ・ 「共通」「管理」は「全般管理」へ、「研究」は「試験研究」へ帰属

ソフトウェアに係る減価償却費、固定資産除却費、施設保全費

主に取得固定資産価額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属

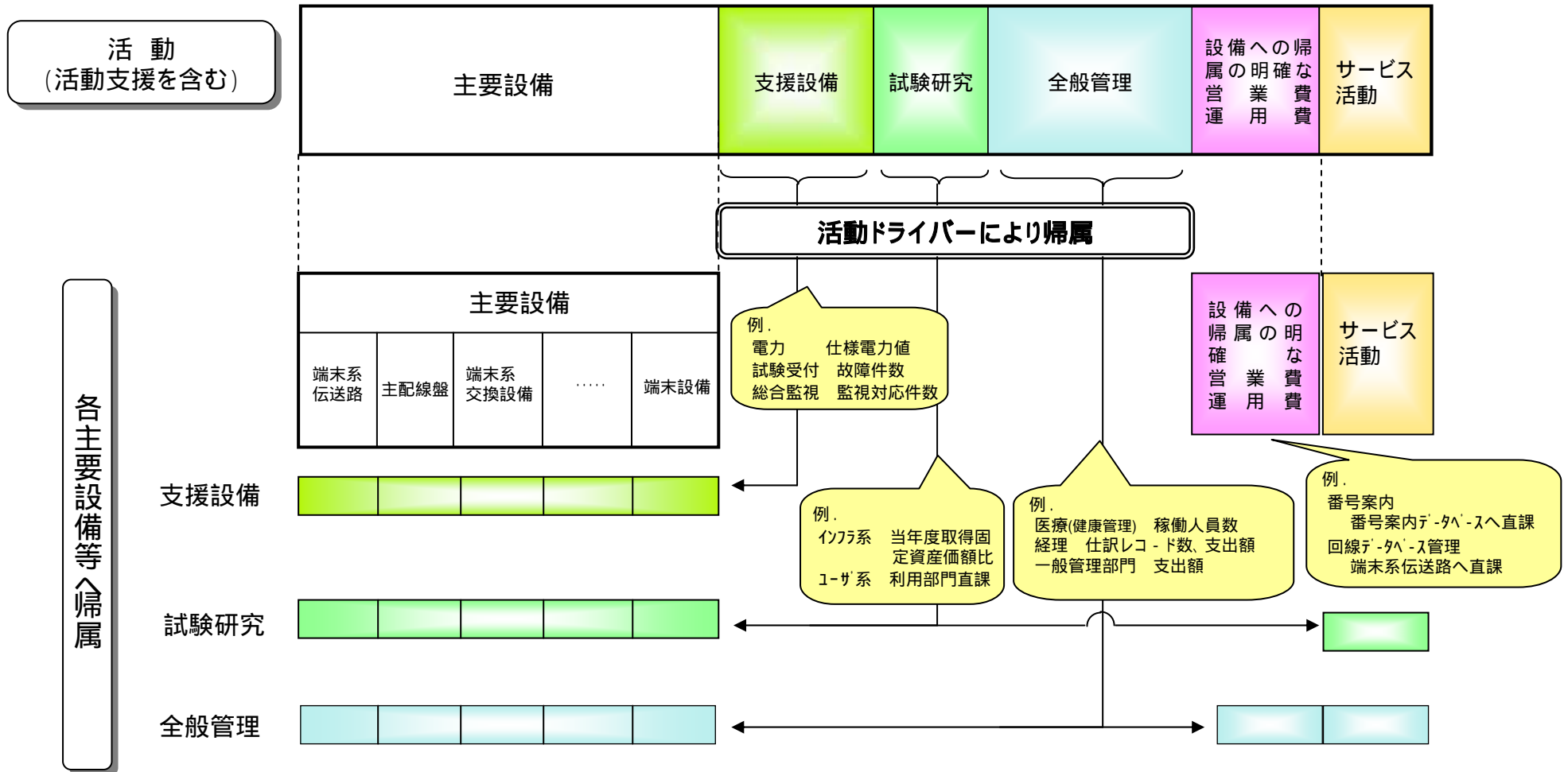
通信設備使用料

交換設備、伝送路設備に関連する費用は、取得固定資産価額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
電力設備に関連する費用については「支援設備」の「電力設備」へ帰属

租税公課

事業税については正味固定資産額比及び支出額比により対応する活動区分及び「サービス活動」へ帰属

「支援設備」「試験研究」及び「全般管理」に整理した費用及び資産を、「主要設備」「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属させる。



接続会計処理手順書（NTT東西作成）

「支援設備」に整理した費用及び資産を「主要設備」の対応する活動区分へ帰属させる

- 総合監視：監視対応件数比
- 試験受付：受付件数比により話中調べ、端末機器設定及び故障受付に区分 直接又は故障件数比
- 設備企画：人員配置調査に基づき各設備担当に区分 直接又は支出額比
- 保全共通：直接又は支出額比、取得固定資産価額比
- 線路共通：電柱本数比
- 車両維持：稼働人員数比
- 架台設備：占有面積比、取得固定資産価額比
- 電力設備：仕様電力値比
- 相互接続：取得固定資産価額比

「試験研究」に整理した費用及び資産を「主要設備」及び「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる

- 試験研究共通：支出額比により、以下の区分（「アクセス」～「純粹基礎技術」）へ帰属
- 通信用建物：占有面積比、取得固定資産価額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
- アクセス、ノードシステム、リンクシステム、オペレーションシステム、線路土木、通信網構成、インフラ系基礎技術
：当年度取得固定資産価額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
- 通信用電力装置：仕様電力比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
- ユーザ系、ユーザ系基礎技術、純粹基礎技術：「サービス活動」へ帰属
- 宅内：主要設備の端末設備へ帰属

「全般管理」に整理した費用及び資産を「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる

- (例) ○共通資材：当年度取得固定資産価額比又は支出額比により、「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属
- 総務、厚生、人事、事業企画：支出額比により、「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属
 - 健康管理：稼働人員数比により「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属

「主要設備」に整理した費用及び資産を接続会計規則に定める「設備区分」へ帰属する。

主要設備

末端設備	番号案内設備 (↑DTS)	番号案内設備 (案内台)	番号案内設備 (ANGELセンタ)	通信衛星設備	中継系交換設備 (テタ)	端末系交換設備 (テタ)	伝送機械設備	遠隔加入者線多重伝送装置	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	無線機械設備	機械設備	番号案内設備 (交換機)	信号網設備	呼閉連テータベス (PHS用)	サビノ制御設備	中継系交換設備 (音声)	群タンデム交換設備	総合デジタル網加入者モジュール	主配線盤 (端末系交換設備伝送路 専用加入者線装置モジュール)	PHS接続装置	主配線盤 (FTM)	主配線盤 (MDF)	端末系交換設備 (音声)	公衆電話設備	地中設備	市外線路設備	中継線路設備	端末系伝送路 (共通)	端末系伝送路 (免)	端末系伝送路 (メタル)
------	---------------	--------------	-------------------	--------	--------------	--------------	--------	--------------	----------	---------------	--------	------	--------------	-------	-----------------	---------	--------------	-----------	-----------------	---------------------------------	---------	------------	------------	--------------	--------	------	--------	--------	-------------	------------	--------------

回線数比・トラヒック比
等により各設備区分
へ帰属

設備区分

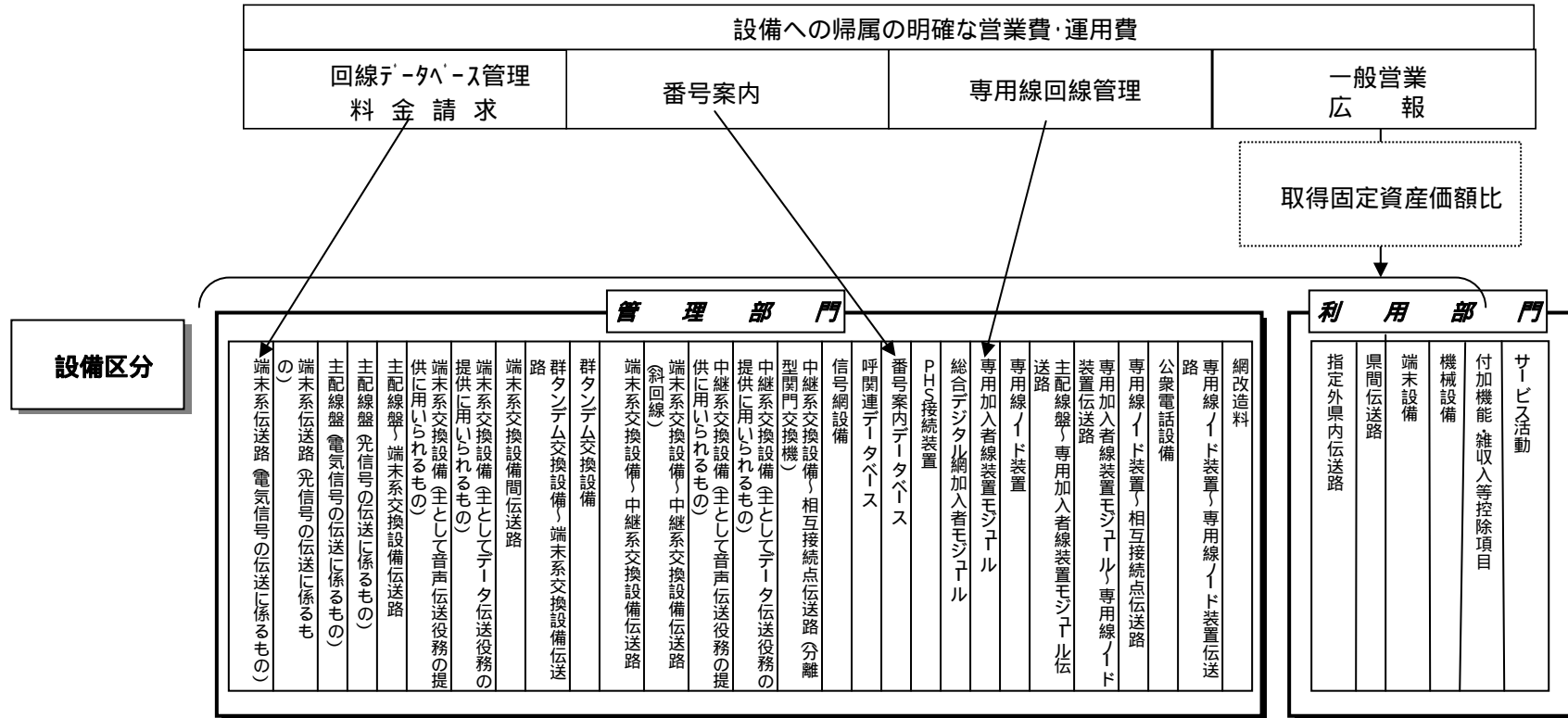
管 理 部 門															利 用 部 門																					
①	網改造料	専用線ノード装置ノード装置	伝送路	公衆電話設備	専用線ノード装置ノード装置ノード装置	専用加入者線装置モジュールノード装置	主配線盤ノード装置ノード装置ノード装置	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	総合デジタル網加入者モジュール	PHS接続装置	呼閉連テータベス	番号案内テータベス	信号網設備	中継系交換設備ノード装置	① 分離型回線交換機	① 中継系交換設備 (全としてノード装置)	① 中継系交換設備 (全として音声伝送業務ノード装置)	① 中継系交換設備 (中継系交換設備伝送路 (斜回線))	① 群タンデム交換設備	① 群タンデム交換設備ノード装置	① 端末系交換設備ノード装置	① 端末系交換設備ノード装置	① 端末系交換設備ノード装置 (全としてノード装置)	① 端末系交換設備ノード装置 (全として音声伝送業務ノード装置)	① 主配線盤ノード装置ノード装置	① 主配線盤ノード装置ノード装置 (全としてノード装置)	① 主配線盤ノード装置ノード装置 (全として音声伝送業務ノード装置)	① 端末系伝送路ノード装置ノード装置	① 端末系伝送路ノード装置ノード装置	① 端末系伝送路ノード装置ノード装置	付加機能使用料、雑収入等控除項目	機械設備	端末設備	県間伝送路	指定外県内伝送路

接続会計処理手順書（NTT東西作成）

「主要設備」に整理した費用及び資産を最終的な「設備区分」へ帰属させる

- (例)○末端系伝送路(メタル): 回線数比により末端系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)と指定外県内伝送路へ帰属
- 末端系伝送路(光): 芯線数比により末端系伝送路(メタル)、末端系伝送路(光信号の伝送に係るもの)、指定外県内伝送路へ帰属
- 末端系伝送路(共通): 直接または架空ケーブル長比、取得固定資産価額比により末端系伝送路(メタル)、末端系伝送路(光)及び機械設備へ帰属
- 主配線盤(MDF): 回線数比により主配線盤(電気)、末端系交換設備(音声)及び機械設備へ帰属
- 主配線盤(FTM): 芯線数比又は取得固定資産価額比により主配線盤(光信号の伝送に係るもの)、主配線盤(MDF)、末端系交換設備(音声)、主配線盤～末端系交換設備伝送路・専用線加入者線モジュール伝送路及び機械設備へ帰属
- 末端系交換設備(音声): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により末端系伝送路(電気)、末端系交換設備(データ)などへ帰属
他へ帰属しない部分については取扱量比により末端系交換設備(音声)、網改造料及び機械設備へ帰属
- 末端系交換設備(データ): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により末端系交換設備(データ)及び機械設備へ帰属
- 伝送機械設備: 直接又は使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により、末端系伝送路(電気信号)、末端系交換設備(音声)(データ)、中継系交換設備(音声)(データ)などへ帰属
- 中継線路設備、市外線路設備: 使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により、末端系交換設備(音声)(データ)、末端系交換設備間伝送路、末端系交換設備～中継系交換設備伝送路、網改造料、指定外県内伝送路、県間伝送路などへ帰属
- 中継系交換設備(音声): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により中継系交換設備(音声)(データ)、指定外県内伝送路、機械設備などへ帰属
- 中継系交換設備(データ): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により中継系交換設備(データ)、県間伝送路、機械設備へ帰属

「設備への帰属の明確な営業費・運用費」に整理した費用及び資産を接続会計規則に定める「設備区分」等へ帰属する。



設備区分

「設備への帰属が明確な営業費・運用費」に整理した費用及び資産を最終的な「設備区分」へ帰属させる

- 一般営業(公衆・接続)、一般営業(専用・接続)、広報:取得固定資産価額比により対応する設備区分へ帰属
- 回線データベース管理、料金請求:端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)へ帰属
- 専用線回線管理:専用加入者線装置モジュールへ帰属
- 番号案内:番号案内データベースへ帰属

二以上の種類の役務に関連する営業費用の配賦基準は、電気通信事業会計規則別表でその原則を規定している。
 NTT東西は、この原則に基づき、実際に指定電気通信役務損益明細表等を作成する際に用いた配賦基準を記した損益配賦方法書を、財務諸表の提出の際に併せて総務大臣に提出している。
 更に、05年度より、基本料費用の主な把握方法については、ユニバーサルサービス収支表と併せて、NTT東西より公表されている。

電気通信事業会計規則

別表第二 様式第13 基礎的電気通信役務損益明細表 （記載上の注意）

（1）二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費用	
窓口料金販売その他	契約申込等件数比 料金請求件数比 販売件数比 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運用費用	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

別表第二 様式第14 指定電気通信役務損益明細表 （記載上の注意）

（1）二以上の細目の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの細目の役務に配賦すること。

営業費用	
窓口料金販売その他	契約申込等件数比 料金請求件数比 販売件数比 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運用費用	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

指定電気通信役務損益配賦方法書

役務の種類				配賦総額	指定電気通信役務										指定電気通信役務以外の電気通信役務
					特定電気通信役務					指定電気通信役務以外の指定電気通信役務					
音声伝送役務					専用役務										
基本料	市内通信	市外通信	公衆電話		その他	一般専用		高速デジタル伝送			その他				
				市内専用		市外専用	市内専用	市外専用							
区分	配賦方法	配賦方法	配賦方法												
大部門	中部門	小部門	配賦方法												
営業費	注文受付		稼働時間比	—	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	顧客営業	法人ユーザ	稼働時間比												
		その他のユーザ	稼働時間比												
	システムサポート			支出額比（営業費）											
	販売サポート	一般営業	稼働時間比												
	⋮		⋮												
運用費	一般運用	通話接続	直接賦課												
	⋮		⋮												
⋮			⋮												

配賦比率 NTT東日本 05年度 (%)

直課	56%	44%	60%	48%	76%	93%	62%	45%	69%	61%	73%	69%	60%
活動基準帰属	19%	28%	14%	24%	6%	1%	13%	30%	9%	15%	7%	16%	14%
配賦	26%	28%	27%	28%	19%	6%	25%	25%	23%	24%	21%	16%	26%

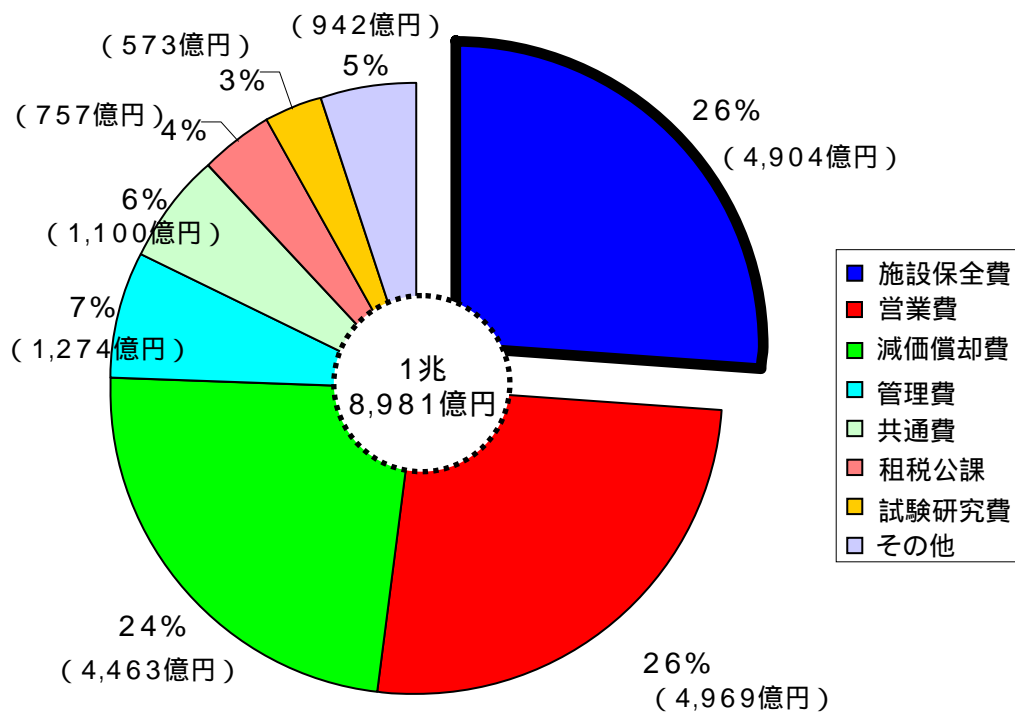
NTT西日本 05年度

直課	58%	50%	62%	45%	81%	92%	56%	58%	54%	55%	72%	70%	60%
活動基準帰属	19%	24%	14%	28%	5%	2%	13%	11%	12%	11%	8%	15%	16%
配賦	23%	25%	24%	27%	14%	6%	30%	31%	34%	33%	20%	14%	24%

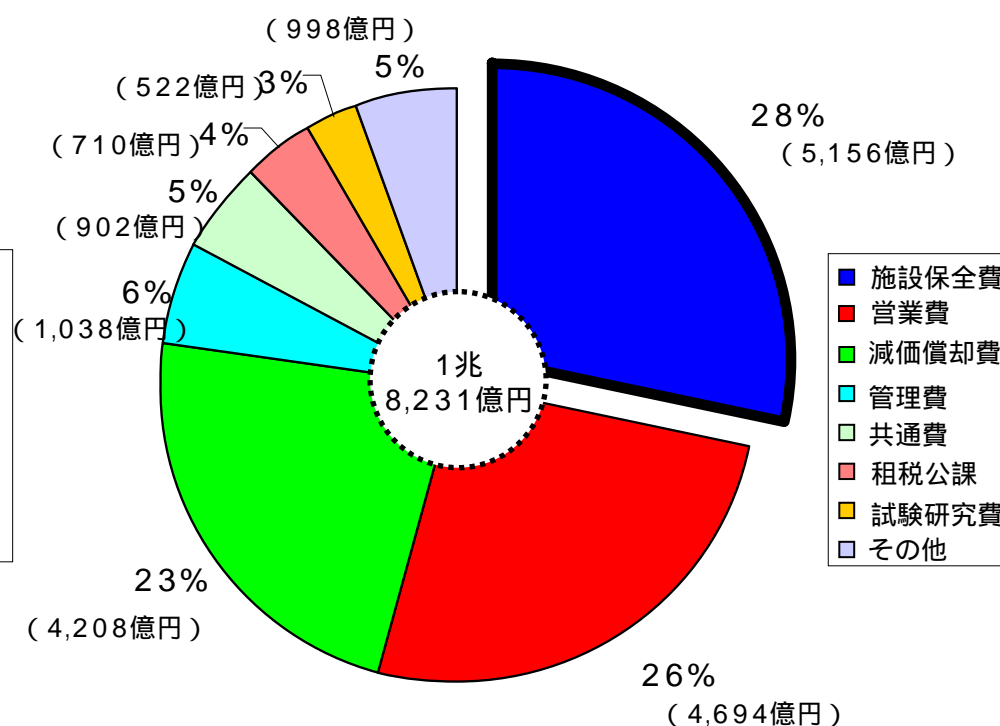
NTT東西作成データに基づき総務省作成。接続会計において費用を帰属させる基準として用いられている、以下の、直課、活動基準帰属、配賦の三つの方法の比率を使用。
直課：設備区分等に費用を直接帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）
活動基準帰属：占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により設備区分等へ費用を帰属させること
配賦：費用と直接の因果性を見出すことが困難なものについて、支出額比、固定資産価額比等を用いて、設備区分等へ費用を帰属させること

NTT東西ともに、営業費、施設保全費、減価償却費の営業費用に占める割合がそれぞれ20%台と他の費目に比べて高く、これら3つの費目の合計で全体の約75%を占めている。

NTT東日本



NTT西日本



05年度決算。「その他」には、運用費、固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。

基本料等委員会における配賦基準の見直し

資料46

情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料の算定の在り方について」（04年10月）を受けて、従来、収入額比等により配賦していた費用項目について、04年度より、サービス別の費用を直接把握する、又は稼働時間比等に基づきより適切に費用配賦を行うよう見直しを実施。

区分	費用の内容	配賦基準		
		見直し後	見直し前	
営業費	顧客営業(法人)	大口法人ユーザに対する営業活動に係る費用	大口ユーザ収入額比	
	顧客営業(その他)	中小法人ユーザに対する営業活動に係る費用	収入額比	
	システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用	顧客営業の支出額比	
	販売サポート(一般営業)	電話等の営業業務に係るオーダー処理費用及び契約者管理費用	契約者管理費用:回線数比 オーダー処理費用:稼働時間比	役務:回線数比 音声:支出額比
	販売サポート(特約店)	電話等の特約店に支払う取次手数料及びオーダー処理費用	特約店取次手数料:直接把握 オーダー処理費用:稼働時間比	役務:回線数比 音声:収入額比
	広報(報道対応等広報活動)	お客様相談センタ・報道対応等の広報活動に必要な費用	お客様相談センタ:相談件数比 HP-インフォメーション:紙面の面積比 等	収入額比
	広報(テレビ等広告・宣伝)	テレビ、新聞等の広告・宣伝に必要な費用	直接把握	収入額比
	出納	電話料金等の受入業務に必要な費用	料金請求項目数比	回線数比
	料金(料金計算)	電話等の料金計算業務等に必要な費用	処理データ量比	役務:回線数比 音声:収入額比
	料金(請求書編集等)	電話等の請求書の編集、作成及び発行業務等に必要な費用	料金請求項目数比	役務:料金請求項目数比 音声:回線数比
	料金(料金督促・回収)	料金督促、回収業務等に必要な費用	料金請求項目数比	役務:料金請求項目数比 音声:回線数比
	共通費	資材	資材物品の調達・配送等費用	建設工事:当年度取得固定資産価額比 損益工事:当年度支出資材取扱額比
医療		病院等における医療費用(社員福利厚生分)	稼働人員数比、支出額比	支出額比(営業費～試研費)
管理費	ネットワーク企画	ネットワーク企画業務に必要な費用	取得固定資産価額比	支出額比(施設保全費)
	設備企画	設備投資計画策定等費用	当年度取得固定資産価額比	支出額比(施設保全費)
試験研究費	インフラ系	インフラ系設備に関する試験研究に係る費用	当年度取得固定資産価額比	取得固定資産価額比

法定耐用年数とLRIC方式における「経済的耐用年数」(LRIC対象設備)

資料47

設備区分	法定耐用年数	経済的耐用年数
交換機	6	19.9
伝送装置	6	10.3
き線点遠隔収容装置	6	15.1
無線伝送装置	6.6	6.6
通信衛星設備	9	9
架空メタルケーブル	13	22.5
地下メタルケーブル	13	30.3
陸上架空光ケーブル	10	20.3
陸上地下光ケーブル	10	25.9
海底光ケーブル	10	26.5
電柱	21	21.2
管路、中口径管路	27	54.6
とう道	27	75
共同溝	27	75
電線共同溝	18	54.6
無線アンテナ、無線鉄塔	24.3	24.3
空調設備	9	9

(接続料規則 別表第4の3 費用算定に用いる数値)
(現行モデル(第3次モデル)のもの)

設備区分	法定耐用年数	経済的耐用年数
電力設備(電源装置)	6	6
電力設備(発電装置)	15	15
電力設備(受電装置)	9	9
機械室建物	22.7	24.1
監視設備(総合監視)	6	6
監視設備(加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械)	6	6
監視設備(市内線路)	13	13
監視設備(市外線路)	10	10
共用建物	21.8	23.1
構築物	15.8	15.8
機械及び装置	10.7	10.7
車両	5	5
工具、器具及び備品	5.5	5.5
無形固定資産(交換機ソフトウェア)	5	5
無形固定資産(その他の無形固定資産)	5.2	5.2

凡例 (経済的耐用年数の推計方法)

	修正増減法等 + 新規投資抑制を考慮した補正
	撤去法
	その他

LRIC方式における「経済的耐用年数」の推計方法の概要

推計手法	対象設備	概要
増減法	-	最新の残存ストックを実現するために、各年度の新規取得数を過去にさかのぼり、何年までの新規取得数を累積すればよいかを算定し、これを当該設備が一回転する期間とみなし、経済的耐用年数の推計を行う方式。
修正増減法	公衆電話	増減法に対し、経営上の理由で計画的に廃棄された設備の影響を除くため、経年的に撤去される数量を仮定するために適当な確率関数を利用し、経済的耐用年数の推計を行う方式。
撤去法	光ファイバ 電柱	経過年数別の撤去率をもとに確率分布関数を仮定して、平均使用年数を推計する方式。
新規投資抑制を 考慮した補正	交換機 メタルケーブル 管路（電線共同溝）	設備投資の抑制により設備の減価償却費が減少していることを、経済的耐用年数が実質的に延長されている結果と見なし、投資抑制比率と投資抑制期間により、投資抑制前の経済的耐用年数を補正する方式。
その他	伝送装置	比較的新しい設備で、修正増減法等の手法を用いた推計が困難である場合、各伝送装置の最長使用年数の加重平均を用いる方式。
	共同溝（とう道）	具体的な経済的耐用年数を推計するデータがなく、国土交通省等が負担金算定においてその根拠としている使用期間（75年）を経済的耐用年数として設定。
	き線点遠隔収容装置 無形固定資産 （交換機ソフト）	類似の設備の経済的耐用年数を参考に推計する方式や、平均利用期間をベースに推計する方式等。

電気通信事業会計規則別表第二様式第4（記載上の注意）

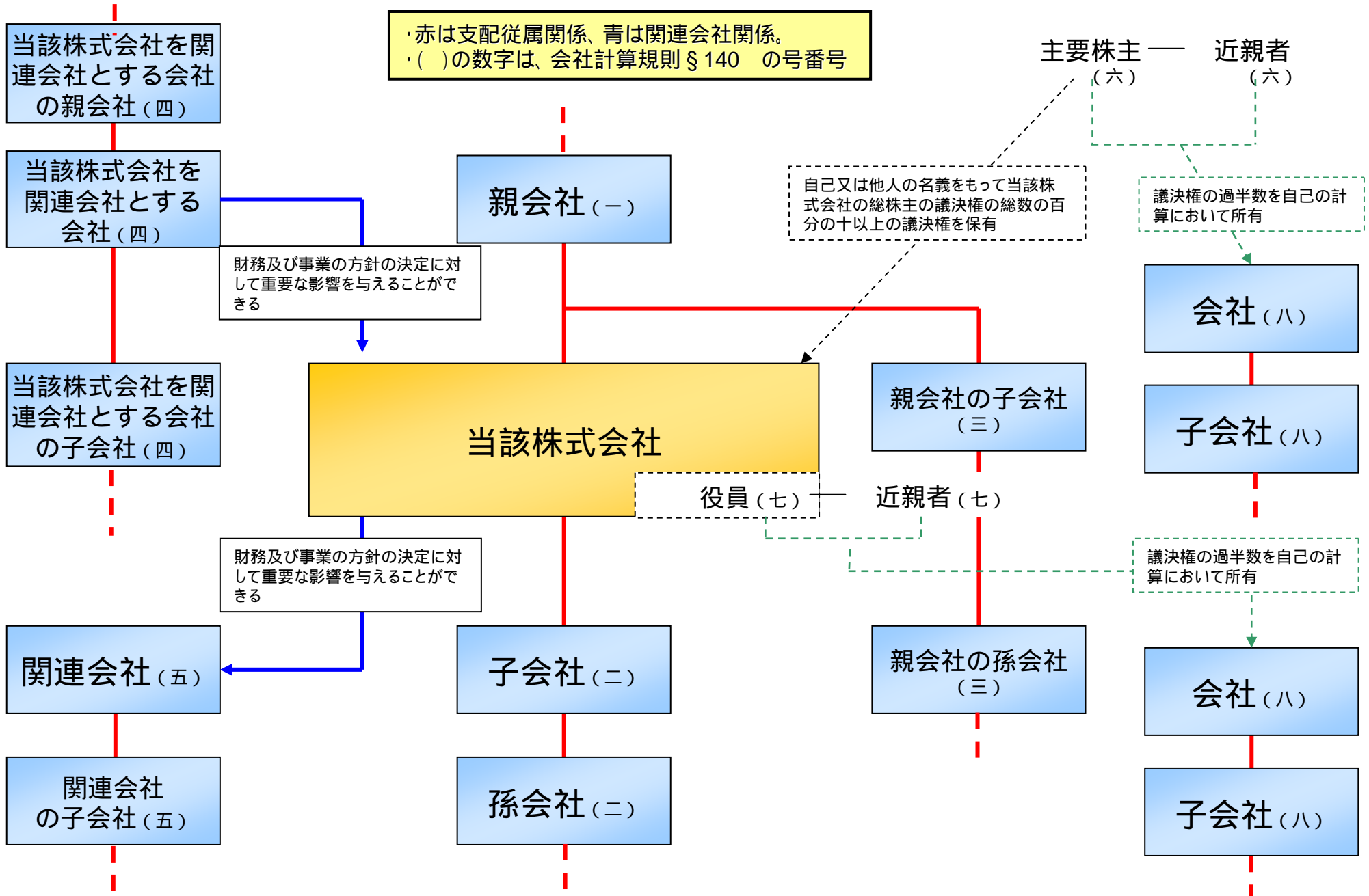
10 関連当事者(会社計算規則第140条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。)との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、**重要なものとする**。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が会社等(会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。)であるときは、次に掲げる事項
 - ア その名称
 - イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合
 - ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - ア その氏名
 - イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
- (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

11 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。

- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- (3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

関連当事者の範囲（会社計算規則 § 140）



関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(06.10.17 企業会計基準委員会)

関連当事者が法人の場合

15. 関連当事者が法人グループ(第13項(1)から(3))である場合、以下の関連当事者との取引を開示対象とする。

なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合、連結損益計算書項目、連結貸借対照表項目、税金等調整前当期純損益は、それぞれ、損益計算書項目、貸借対照表項目、税引前当期純損益と、適宜読み替えるものとする。

(1) 連結損益計算書項目に属する科目に係る関連当事者との取引

売上高、売上原価、販売費及び一般管理費

売上高又は売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の10%を超える取引

営業外収益、営業外費用

営業外収益又は営業外費用の合計額の10%を超える損益に係る取引(その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。)

特別利益、特別損失

1,000万円を超える損益に係る取引(その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。)ただし、及びの各項目に係る関連当事者との取引については、上記判断基準により開示対象となる場合であっても、その取引総額が、税金等調整前当期純損益又は最近5年間の平均の税金等調整前当期純損益(当該期間中に税金等調整前当期純利益と税金等調整前当期純損失がある場合には、原則として税金等調整前当期純利益が発生した年度の平均とする。)の10%以下となる場合には、開示を要しないものとする。

(2) 連結貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引並びに債務保証等及び担保提供又は受入れ

その金額が総資産の1%を超える取引

資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が総資産の1%以下であっても、取引の発生総額(資金貸付額等)が総資産の1%を超える取引(ただし、取引が反復的に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合には、期中の平均残高が総資産の1%を超える取引を開示することもできる。)

事業の譲受又は譲渡の場合には、譲受又は譲渡の対象となる資産や負債が個々に取引されるのではなく、一体として取引されると考えられることから、対象となる資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の1%を超える取引

子会社との営業取引高 (NTT東西の支払額) (05年度決算)

資料52

NTT東日本の子会社		金額	NTT西日本の子会社		金額
(株)NTT東日本 - 東京南		62,897	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト		253,676
(株)NTT東日本 - 神奈川		49,985	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト		108,756
(株)NTT東日本 - 北海道		47,693	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト関西		22,101
エヌ・ティ・ティ番号情報(株)		45,696	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト関西		21,871
(株)エヌ・ティ・ティエムイー		44,273	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト九州		16,450
(株)NTT東日本 - 埼玉		38,698	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト九州		16,283
(株)NTT東日本 - 千葉		33,693	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト名古屋		13,578
(株)NTT東日本 - 宮城		20,253	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト名古屋		13,102
(株)NTT東日本 - 東京北		20,227	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト中国		8,714
(株)NTT東日本 - 東京西		19,526	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト兵庫		8,529
(株)NTT東日本 - 新潟		17,663	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト四国		7,725
(株)NTT東日本 - 東京東		17,544	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト兵庫		7,559
(株)NTT東日本 - 茨城		16,727	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクトみやこ		7,406
(株)NTT東日本 - 長野		16,071	(株)エヌ・ティ・ティネオメイトみやこ		7,358
(株)エヌ・ティ・ティサービス東京		15,530	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト四国		6,742
(株)NTT東日本 - 福島		14,036	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト四国		6,639
(株)NTT東日本 - 群馬		13,836	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト静岡		6,155
(株)NTT東日本 - 栃木		13,777	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト北陸		6,101
(株)NTT東日本 - 東京中央		12,729	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト北陸		6,093
エヌ・ティ・ティインフラネット(株)		11,533	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト静岡ほか43社		58,654
(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ		11,264			
(株)NTT東日本 - 青森		10,284			
(株)NTT東日本 - 岩手		9,283			
(株)NTT東日本 - 山形		8,987			
(株)NTT東日本 - 山梨		8,324			
(株)NTT東日本 - 秋田ほか49社		58,087			
合計		638,628	合計		603,501

NTT東日本

営業収益: 1,967,812
 営業費用: 1,898,156
 資 産: 4,024,566
 (05年度決算。単位: 百万円)

NTT西日本

営業収益: 1,860,339
 営業費用: 1,823,115
 資 産: 3,981,828
 (05年度決算。単位: 百万円)

単位: 百万円

05年度決算

05年度決算までは、指定電気通信役務提供事業者等は、電気通信事業会計規則に基づき、その他重要事項明細表の提出・公表(一部)が義務付けられており、当該明細表の中で、子会社との取引に関する情報を開示。

接続料と利用者料金との関係の検証について

経緯

接続料と利用者料金との関係について、接続料の再計算にあわせて検証すべき
 (「接続料の算定に関する研究会」報告書(99年7月))

NTT東西は、大括りのサービス単位において、毎年度接続会計報告の際に検証結果を公表(00年度～)

専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについて、接続料の認可時及び毎年の実際費用方式による接続料の改定時に、NTT東西が、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証し、総務省がその妥当性を判断
 (「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書(02年7月))

毎年度の接続料再計算時に、Bフレッツ、フレッツADSL等について、サービス毎、品目毎、速度別に接続料と利用者料金との関係について検証(02年度～)

可能な限り透明性を確保するとともに、行政当局により客観的かつ透明な基準の下で運用されるようにすることが必要。このため、本答申を踏まえ、スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を速やかに策定することが適当
 当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当
 (情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(07年3月))

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の実施(～07年6月)

接続料規則の一部改正

スタックテスト実施方法(案)

接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト (単位: 億円)

サービス	利用者料金収入	接続料収入	- 営業費相当	営業費の基準値
加入電話・ISDN 基本料				
加入電話・ISDN 通話料				
公衆電話				
番号案内				
専用サービス				
メガデータネット				
Bフレッツ				
フレッツADSL				
フレッツISDN				

総務省が実施するスタックテスト (単位: 円)

サービスメニュー	利用者料金	接続料	- 営業費相当	営業費の基準値
×××				
×××				
:	:	:	:	:

スタックテスト実施の根拠規定

接続料規則第14条(接続料設定の原則)第4項に、「**接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする**」旨を規定。

スタックテストにおける検証対象の営業費の内訳

スタックテストガイドライン

「加入電話及びISDN等の基本料費用の算定について」をベースとしたもの

05年度 NTT東西における費用項目

費用科目	費用科目に計上される費用の内容
注文受付	営業窓口、116における受付等に必要な費用
顧客営業	利用者に対する営業活動に係る費用(電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む)
システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用
販売サポート	営業業務に係るオーダー処理費用、契約者管理費用、特約店に支払う取次手数料及びテレホンカード販売等に係る費用
出納	電話料金等の受入業務に必要な費用
料金	料金計算業務、請求書の編集・作成及び発行業務、料金催促並びに回収業務等に必要な費用
広報	利用者相談センター・報道対応等の広報活動に必要な費用
宣伝	テレビ新聞等の広告・宣伝に必要な費用
企画	営業部門における企画業務に必要な費用
共通営業	各営業業務に共通して発生する費用

大部門	中部門	小部門	費用科目に計上される費用の内容	
営業費	注文受付		営業窓口、116における受付等に係る費用	
	顧客営業	法人ユーザ	大口法人のお客様に対する営業活動に係る費用(増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む)	
		その他ユーザ	上記以外のお客様に対する営業活動に係る費用(増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む)	
	システムサポート		顧客営業の技術サポートに係る費用	
	販売サポート	一般営業	電話等の営業業務に係るオーダー処理費用及び契約者管理費用	
		一般営業(特約店等)	電話等の特約店に支払う取次手数料 特約店の営業業務に係るオーダー処理費用	
		一般営業(接続)	電話等の相互接続に関するデータベース管理及び受付等に係る費用	
		公衆電話	テレホンカードの販売管理業務等に係る費用	
		専用線	専用線等の営業業務に係るオーダー処理費用及び契約者管理費用	
	出納		料金等の受入業務に係る費用	
	料金	一般営業	通話データ収集・蓄積・計算	電話等の料金計算業務等に係る費用
			請求書編集等	電話等の請求書の編集、作成及び発行業務等に係る費用
			料金催促・回収	電話等の料金督促、回収業務等に係る費用
		専用線	専用線等の料金業務に係る費用	
	広報	広報	お客様相談センター・報道対応等の広報活動に係る費用	
		宣伝	テレビ・新聞等の広告・宣伝に係る費用	
	企画	一般営業	営業部門における企画業務に係る費用	
		専用線	営業部門における専用線の企画業務に係る費用	
	共通営業		各営業業務に共通して発生する費用	

(注) 印は、「顧客獲得に要する費用」に該当する費用科目。

ユニバーサルサービスの範囲

加入電話サービス（加入者回線アクセス、特例料金が適用される離島通話サービス）

第一種公衆電話サービス（市内通話サービス、特例料金が適用される離島通話サービス）

緊急通報サービス（警察110番、消防119番、海上保安庁118番であって、加入電話、第一種公衆電話から発信されるもの）

ユニバーサルサービス制度の概要

地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度。

ユニバーサルサービス制度の仕組みと会計との関係

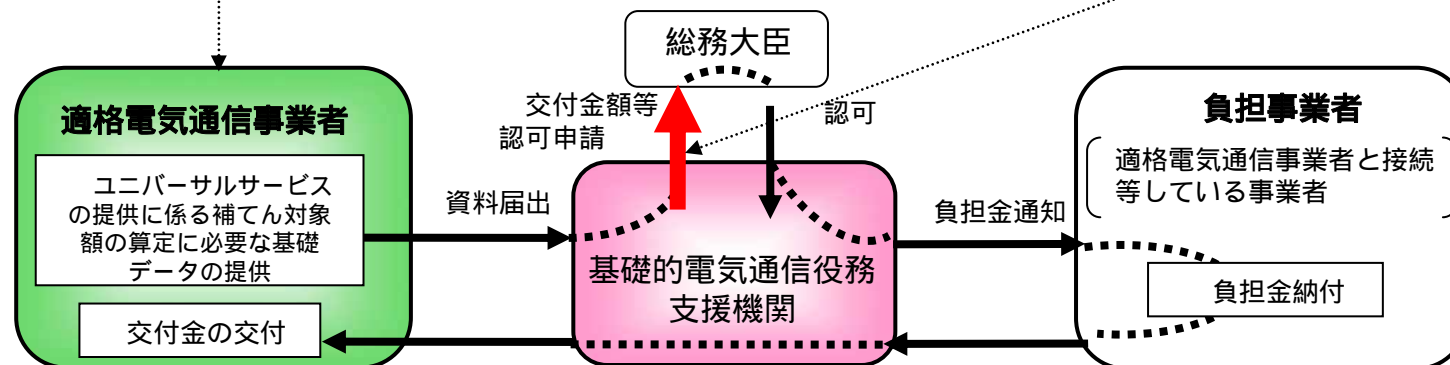
ユニバーサルサービス制度に基づく交付対象となる適格電気通信事業者の指定申請に当たっては、申請書に基礎的電気通信役務収支表を添付するとともにこれを公表しなければならない。

適格電気通信事業者に指定された者は、毎事業年度経過後5ヶ月以内に、基礎的電気通信役務収支表を総務大臣に提出するとともに公表しなければならない。

基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

交付金額の上限は、総務省に提出された基礎的電気通信役務収支表において生じている損失額。

- 総務省に提出された基礎的電気通信役務収支表において利益が生じている場合は、交付金額はゼロ。



基礎的電気通信役務収支表

電気通信事業法施行規則 別表 様式第38の2

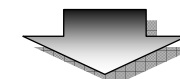
基礎的電気通信役務収支表

役務の細目		営業収益	営業費用	営業利益	摘要
加入電話	基本料	521,510	547,725	26,214	
	緊急通報	-	539	539	
	小計	521,510	548,265	26,754	
第一種公衆電話	市内通信	1,821	4,483	2,661	
	離島特例通信	3	9	6	
	緊急通報	-	2	2	
	小計	1,825	4,495	2,570	
合計		523,335	552,760	29,424	

交付金の算定は利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提

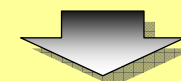
平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて報告すること

「基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について」(06年11月)



	営業費用	
	(再掲) 管理部門費用	(再掲) 利用部門費用
547,725		
539		
548,265		
4,483		
9		
2		
4,495		
552,760		

営業費用について、利用部門と管理部門に区分して内訳を再掲。



利用部門単体の営業費用を把握可能。